第43号議案

令和4年10月11日 任 用 給 与 課

東京都人事委員会規則の一部改正等について(勤務時間関係・給与関係)

標記の件について、下記 I の東京都人事委員会規則の一部改正については別添 1 のとおり改正し、施行する。

下記Ⅱの東京都規則の一部改正等については、申請・協議(別添2)のとおり承認・同意する。

記

- I 東京都人事委員会規則の一部改正(別添1)
 - 1 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
- Ⅱ 東京都規則の一部改正等(別添2)
 - 1 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する 規則
 - 4 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
 - 5 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部 を改正する規則
 - 6 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を 改正する規則
 - 7 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則
 - 8 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部 改正

- 9 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 10 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則
- 11 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 12 職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則
- 13 学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則
- 14 東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を 改正する規則
- 15 東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の一部改 正
- 16 警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程<新設>
- 17 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 18 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 19 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
- 20 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
- 21 住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- 22 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- 23 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

I 東京都人事委員会規則の一部改正

1 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

給与条例の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 目該当条文	内	容
均衡職員の範囲 第14条第2号	【給与条例の改正等に伴う規定整備 特別料金等が加算される要件の育 ーシップ関係の相手方」を追加(単	前提となる同居していた者に、「パートナ
施 行 期 日 附則	令和4年11月1日	

Ⅱ 東京都規則の一部改正等

1 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

条例第2条の3第 3号ハの特に必要 と認められる場合 第3条の3第2号	【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う規定整備】 非常勤職員が子の1歳6か月到達日まで育児休業をすることができる場合として、条例において「育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会の承認を得て東京都規則で定める場合に該当する場合」とする要件の規定整備 「常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であった者が次に掲げる場合のいずれかに該当した場合」 →「常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者又はパートナーシップ関係の相手方であって当該子の利歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であった者が次に掲げる場合※のいずれかに該当した場合」
施行期日	(参考) ※次に掲げる場合 イ 死亡した場合 ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合 ハ 当該子と同居しないこととなった場合 ニ 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規 則

東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

ACANABA 1 7	▼ / / 旦言間及のサバCF(、	
項 目 該 当 条 文	内容	
規定整備	【勤務時間条例の改正に伴う改正】	
第7条の2第1項 第5項第4号 第9項	○ 育児を行う職員の深夜勤務の制限の要件のうち、配偶者又はパートナーシップの関係の相手方が東京都規則で定める者に該当する場合を除くとする要件について規定整備	
第7条の2の2第9	「配偶者」 →「配偶者 <u>又はパートナーシップ関係の相手方</u> 」	
第7条の3第9項 別記第2号様式の2	○ 育児を行う職員の深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、事由 が生じた場合に、請求がされなかったこととみなす要件について規定整 備	
別記第2号様式の3	深夜において「配偶者」である当該子の親がいることとなった場合 →深夜において「配偶者 <u>又はパートナーシップ関係の相手方</u> 」である当 該子の親がいることとなった場合	
	○ 介護を行う職員の深夜勤務の制限、超過勤務の免除及び超過勤務の制限に係る要件の見直し	
	深夜勤務制限等の開始日とされた日の前日までに、事由が生じた場合 に、請求がされなかったこととみなす要件について規定整備	
	・「要介護者と当該請求をした職員との <u>親族関係が消滅した」</u> →「要介護者と当該請求をした職員との <u>関係が配偶者若しくはパート</u> ナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」	
	・「要介護者(当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。)と同一の世帯に属さない」 →「要介護者(当該職員の配偶者 <u>又はパートナーシップ関係の相手方</u> 及び二親等内の親族を除く。)と同一の世帯に属さない」	
	○ 文言整備	
	・「第8項中」→「前項中」・「消滅の理由」→「理由」	
育 児 時 間	【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う規定整備】	
第21条第3項	○ 男性職員の育児時間	
	生児の母親が育児休業等により生児を育てることができる場合には承認しないとする規定や、1日につき90分から配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を男性職員の育児時間の限度とする規定等について、パートナーシップ関係の相手方についても配偶者と同様の取扱いとするよう見直し	
	・「その生児 <u>の母親」</u> →「その生児 <u>を育てる当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相</u> <u>手方</u> 」	
第4項 第5項	・「配偶者 <u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> 」、「配偶者」 →「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」	

規定整備 第22条第1項 第3項 第22条の2第1項 第2項 第2項 第1項 第2項 第2回 第2回

子どもの看護休暇

第4項

第22条の3第1項

【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う規定整備】

休暇の対象となる子にパートナーシップ関係の相手方の子を追加

「配偶者の子を含む。」

→「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。」

慶 弔 休 暇

第24条第1項 第2項第1号 第2号

第3項

【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う規定整備】

- 結婚する場合に加え、パートナーシップ関係となる場合に休暇の対象 とするよう見直し
 - ・「職員が結婚する場合」
 - →「職員が結婚する場合又はパートナーシップ関係となる場合」

※パートナーシップ関係となる場合…東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係にある者と、同居し、かつ、生計を一にすることとなる場合

- ・「結婚の日(戸籍法に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日の うち職員が選択した日をいう。)」
- →「結婚の日(戸籍法に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日の うち職員が選択した日をいう。)<u>又はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日</u>」
- 職員の親族が死亡した場合の休暇を職員の関係者が死亡した場合の休暇とするよう見直し
 - ・「職員の親族が死亡した場合」
 - →「職員の<u>関係者(別表第3に掲げる者に限る。以下同じ。)</u>が死亡した場合」
 - ・「職員の親族(別表第3に掲げる親族に限る。)」
 - →「職員の関係者」

別表第3

・別表第3の見直し

現行	→ 改正案	
<u>親族</u>	関係者	日数
配偶者	配偶者又はパートナー シップ関係の相手方	10日
父母	(現行のとおり)	7 日
子	(現行のとおり)	7 日
祖父母	(現行のとおり)	3日等
孫	(現行のとおり)	2 日
兄弟姉妹	(現行のとおり)	3 日
おじ又はおば	(現行のとおり)	1日等
おい又はめい	(現行のとおり)	1日
<u>父母の配偶者又は</u> 配偶者の父母	父母の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母	3日 (職員と 生計を一に していた場 合は7日)
子の配偶者又は配 <u>偶者の子</u>	子の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の子	3日 (職員と 生計を一に していた場 合は7日)
祖父母の配偶者又 は配偶者の祖父母	祖父母の配偶者若しく はパートナーシップ関 係の相手方又は配偶者 若しくはパートナーシ ップ関係の相手方の祖 父母	1日 (職員と 生計を一に していた場 合は3日)
<u>兄弟姉妹の配偶者</u> 又は配偶者の兄弟 <u>姉妹</u>	兄弟姉妹の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の兄弟姉妹	1日 (職員と 生計を一に していた場 合は3日)
<u>おじ又はおばの配</u> <u>偶者</u>	おじ又はおばの配偶者 又はパートナーシップ 関係の相手方	1 目

規定整備	【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う規定整備】 介護休暇又は介護時間に係る申請事由変更届の規定整備
別記第5号様式	「被介護者との <u>親族関係に変更があった」</u> →「被介護者との <u>関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった</u> 」
施 行 期 日 附則第1項	令和4年11月1日
経 過 措 置 附則第2項	この規則の施行の際、改正前の別記第2号様式の2、第2号様式の3及 び第5号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、な お使用することができる。

3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正す る規則

「Ⅱ」の「2」と同様の改正を行う。

4 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

水が即 17 マラン豆自間及のサバード 、川及の以上で17。		
項 目該 当 条 文	内容	
介 護 休 暇 第26条第1項	【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う規定整備】 要介護者に係る規定の整備 「配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」 →「配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは条例第10条の2第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」	
施 行 期 日 附則	令和4年11月1日	

- 5 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一 部を改正する規則
- 6 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部 を改正する規則
- 7 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則
- 8 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一 部改正
- 9 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正 「II」の「4」と同様の改正を行う。

10 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

東京都パートナーシップ宣誓制度の導入等に伴い、所要の改正を行う。

東京都パートナーシップ宣誓制度の導入等に伴い、所要の改正を行う。		
項 目該当条文	内	容
年次有給休暇の付	【年次有給休暇の付与に関する規定の整備】	
与 第20条第2項	○ 東京都のいずれかの職にあった者が引き続き日勤講師として新たに任 用される場合の年休の付与に関する規定を整備	
	(年度中途に年休が付与される職から引き続き日勤講師に任用される場合を想定し規定を見直し)	
	(現行) 東京都のいずれかの職 <u>(日勤講師を除く。)</u> から引き続き日勤講師に 任用される場合の年休の日数=(ア)+(イ)- (ウ) (ア) 新たに付与される日数(別表第2) (イ) 任用日前1年の期間内に付与されていた日数 (ウ) 前付与日から任用日の前日までに使用した日数	
		年度任用の職及び臨時的任用の職を除 日勤講師に任用される場合の年休の日数
	(ア) 新たに付与される日数 (イ) 任用日前1年の期間内に 付与日)から任用日までの	上付与された日数×当該年休付与日(前 ○月数÷12 引内に付与された日数のうち使用しなか
	が3月に退職後、4月から日勤記 時点の年休が40日(付与20日、総	ていた常勤職員(在職期間6年以上) 講師(任期12月)になった場合(1月 操越20日)、1~3月に15日使用) 3月÷12)+(ウ)20日-(エ)15日
第3項(新設)		日勤講師を除く。) 又は臨時的任用の職 として新たに任用される場合の年休の付
	会計年度任用の職(日勤講師 続き日勤講師に任用される場合	を除く。)又は臨時的任用の職から引き の年休の日数=(ア)+(イ)
	(ア) 新たに付与される日数 (イ) 任用日の前日に使用する 付与された日数	(別表第2) うことができる日数のうち同日の年度に
介 護 休 暇	【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う規定整備】	
第22条第1項	要介護者に係る規定の整備	
	又は老齢により日常生活を営むこ →「配偶者 <u>(届出をしないが事実上</u> む。) 若しくは条例第11条の2第	婚姻関係と同様の事情にある者を含 1項に規定するパートナーシップ関係の は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又

施	行	期	日
<i>1</i> 1 🖰	1 7	261	\vdash

令和4年11月1日

附則

11 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内
育児又は介護を行 う会計年度任用職 員の深夜勤務の制 限 第7条	【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う規定整備】 要介護者に係る規定の整備 「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」 →「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは条例第10条の2第1項に規定するパートナーシップ関係の担手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」
規 定 整 備 第18条の2 第18条の3	【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う規定整備】 出産支援休暇及び育児参加休暇について、準用する警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程の改正に伴い、読み替え規定を整備 「 <u>男性職員</u> 」とあるのは「 <u>男性の会計年度任用職員</u> 」と読み替える →「 <u>職員</u> 」とあるのは「 <u>会計年度任用職員</u> 」と読み替える
介 護 休 暇 第24条	【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う規定整備】 要介護者に係る規定の整備 「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」 → 「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは条例第10条の2第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」
施 行 期 日 附則	令和4年11月1日

12 職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

勤務時間条例施行規則の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内
規 定 の 内 容 本文	【勤務時間条例施行規則の改正に伴う規定整備】 ○ 結婚の日が令和元年7月1日から令和3年1月6日までの間にある職員の慶弔休暇の取得可能期間の特例に係る規定整備 勤務時間規則第24条第3項中「結婚の日の1週間前の日から当該結婚の日後6月を経過する → 勤務時間規則第24条第3項中「結婚の日又はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日の1週間前の日から当該結婚の日又はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日後6月を経過する日」とあるのは「令和3年1月1日から令和5年12月31日」とする ○ 結婚の日が令和3年1月7日から令和5年1月6日までの間にある職員等の慶弔休暇の取得可能期間の特例に係る規定整備 結婚の日が令和3年1月7日から令和5年1月6日までの間にある職員については、同項中「当該結婚の日後6月を経過する日」とあるのは「令和5年12月31日」とする → 結婚の日が令和3年1月7日から令和5年1月6日までの間にある職員については、同項中「当該結婚の日後6月を経過する日」とあるのは「令和5年1月6日までの間にある職員又はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日が令和4年11月1日から令和5年1月6日までの間にある職員といいては、同項中「当該結婚の日又はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日後6月を経過する日」とあるのは「令和5年12月31日」とする ※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則で準用する場合を含む。
施 行 期 日 附則	令和4年11月1日

13 学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「12」と同様の改正を行う。

14 東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

勤務時間条例施行規則の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 目該当条文	内容	
規 定 の 内 容 本文	【勤務時間条例施行規則の改正に伴う規定整備】 パートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日が令和4年11 月1日から令和5年1月6日までの間にある会計年度任用職員について、職 員の慶弔休暇の特例に関する規則の規定を準用する旨の規定を追加	
施 行 期 日 附則	令和4年11月1日	

15 東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の一 部改正

「Ⅱ」の「14」と同様の改正を行う。

16 警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程<新設>

「Ⅱ」の「14」と同様の規程を新設する。

17 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

給与条例の改正等に伴い、所要の改正を行う。

加了水川沙跃正守	に伴い、所要の改正を行う。
項目該当条文	内
給 与 簿 別記様式第1号の2	【地方公務員法の改正に伴う規定整備】 「(注)地方公務員法第28条の5に基づく再任用短時間勤務職員」 →「(注)地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)による 改正前の地方公務員法第28条の5に基づく再任用短時間勤務職員」
届出の様式等 別記様式第2号(表) (裏)	【給与条例の改正等に伴う規定整備】 以下について規定整備 ・「配偶者」→(削除) ・「職員及び <u>職員とその家族」</u> →「職員及び <u>その世帯の構成員</u> 」 ・「家族」→「世帯の構成員等」
施 行 期 日 附則第1項	令和4年11月1日 ただし、別記様式第1号の2の改正規定は令和5年4月1日
経 過 措 置 附則第2項 附則第3項	○ 令和4年11月1日以後、改正前の別記様式第2号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。○ 令和5年4月1日以後、改正前の別記様式第1号の2による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

18 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員給与条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内
給 与 簿 別記様式第1号の2	【給与条例の改正等に伴う規定整備】 ・「配偶者」→「配偶者等」(扶養手当に関連する箇所のみ) ・注釈「平成27年9月分までは、「厚生年金保険料」とあるのは、「長期(厚生)」に読み替えて本様式を使用するものとする。」 →「「配偶者等」とは、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は学校職員の給与に関する条例(昭和31年東京都条例第68号)第12条第2項第1号に規定するパートナーシップ関係の相手方をいう。」
施 行 期 日 附則第1項	令和4年11月1日
経 過 措 置 附則第2項	令和4年11月1日以後、改正前の別記様式第1号の2による用紙で、現に 残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる

19 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

給与条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内容
規 定 整 備 第2条各 第4条 第1項各号 第2項第3号 第5条 第1号~第6号 第6条 第7条第1項 第12条第2項 別表第2	【給与条例の改正に伴う規定整備】 単身赴任手当の支給要件の前提となる同居していた者に、「パートナーシップ関係の相手方」を追加 ・「配偶者」 →「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」 ・「配偶者のない職員」 →「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員」
施 行 期 日 附則	令和4年11月1日

20 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「19」と同様の改正を行う。

21 住居手当に関する規則の一部を改正する規則

東京都パートナーシップ宣誓制度の導入等に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内容				
支 給 範 囲	【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う改正】				
第2条第2項第1号	住居手当の支給対象外となる「公舎等」について、職員住宅管理規則の改 正を踏まえ規定整備				
	「都が職員及びその <u>家族</u> を居住させるために設置した施設」 →「都が職員及びその <u>世帯の構成員</u> を居住させるために設置した施設」				
第2号	【文言整備】				
	「地方公共団体」→「<u>他の</u>地方公共団体」				
	・「雇用主が被雇用者及びその <u>家族</u> を居住させるために設置した施設」 →「雇用主が被雇用者及びその <u>世帯の構成員等</u> を居住させるために設置し た施設」				
施行期日	令和4年11月1日				
附則					

22 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「17」(別記様式第1号の2の改正を除く。)及び「Ⅱ」の「21」と同様の改正を行う。

23 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内容
放射線業務従事手当 別表第1 手当番号6	【工業高等学校の名称変更に伴う改正】 「都立の工業高等学校」 →「工業に関する学科を設置する都立の高等学校」
有害薬品取扱手当 別記第1 手当番号10	【工業高等学校の名称変更に伴う改正】 「都立の工業高等学校の工業化学科、総合技術科(教育長が別に定める都立の工業高等学校の総合技術科に限る。)、」 →「工業に関する学科を設置する都立の高等学校の」
	【支給範囲の規定整備】 削除:工業化学科、応用化学科、カラーリングアーツ科 追加:オートモビル工学科、キャリア技術科、理工環境科、環境科学科、 科学技術科その他教育長が別に定める学科
施 行期 日 附則	令和5年4月1日

4 総人職第 727 号 令和4年10月5日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池百合子(公印省略)

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正について(申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の育児休業等に関する条例(平成4年東京都条例第10号)第2条の3に基づき、承認方申請します。

記

- 1 改正する規則
 - 職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成4年東京都規則第35号)
- 2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する 条例(令和4年東京都条例第85号)の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

4 総人職第 725 号令和4年10月5日

東京都人事委員会殿

東京都知事

小池百合子(公印省略)

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について(申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第15号)第10条の2、第10条の2の2、第10条の3、第16条、第17条、第17条の2並びに第20条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成7年東京都規則第55号)

2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する 条例(令和4年東京都条例第85号)の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

4 教人勤第 236 号 令和 4 年 10 月 5 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会(公印省略)

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について (申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第45号)第11条の2、第11条の2の2、第11条の3、第17条、第18条、第18条の2並びに第21条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成7年東京都教育委員会規則 第5号)

2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する 条例(令和4年東京都条例第85号)の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

4 総 人 職 第 726 号 令 和 4 年 10 月 5 日

東京都人事委員会殿

東京都知事

小 池 百 合 子 (公 印 省 略)

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について(申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第15号)第19条に基づき、承認方申請します。

記

- 1 改正する規則
 - 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成27年東京都規則第4号)
- 2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する 条例(令和4年東京都条例第85号)の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

4 教総総第 1359 号 令和 4 年 10 月 5 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会 (公印省略)

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について(申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第15号)第19条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成27年東京都教育委員会規則第8号)

2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例(令和4年東京都条例第85号)の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため。

3 改正案文

4 教人職第1377号 令和4年10月5日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会(公印省略)

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の 一部改正について(申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第45号)第20条の2の規定に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 27 年東京都教育委員会規則第 9 号)

2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する 条例(令和4年東京都条例第85号)の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

4 教人勤第 2 2 3 号 令和 4 年 1 0 月 5 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会(公印省略)

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則等の一部改正について (申請)

このことについて、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例(令和4年東京都条例第85号)の施行等を踏まえ、別紙のとおり規定を整備する必要があるので、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例(昭和49年東京都条例第30号)第5条等の規定に基づき承認方申請します。

改正する規則	番号	根拠規定	備考
都立学校等に勤務する時間講師に関 する規則		都立学校等に勤務する講師の報酬等に 関する条例第5条	承認申請
都立学校等に勤務する日勤講師に関 する規則		都立学校等に勤務する講師の報酬等に 関する条例第10条において準用する第 5条	承認申請

4 議 総 第 5 7 0 号 令和 4 年 1 0 月 5 日

東京都人事委員会殿

東京都議会議長

三 宅 しげき (公印省略)

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について(申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第15号)第19条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成 27 年東京都議会議長訓令第5号)

2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する 条例(令和4年東京都条例第85号)の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

4 人人第 1 0 6 5 号 令和 4 年 1 0 月 5 日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁 消防総監 清水 洋文 (公印省略)

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について(申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第15号)第19条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成 27 年 3 月東京消防庁訓令第 16 号)

2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例(令和4年度東京都条例第85号)の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

監. 総. 企. 管第4887号令和4年10月5日

東京都人事委員会殿

警視総監 大石 吉 彦 (公 印 省 略)

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について(申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第15号)第19条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成 27 年 3 月 30 日訓令甲 第 17 号)

2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する 条例(令和4年東京都条例第85号)の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

4 総人職第 728 号 令和 4 年 10 月 5 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池百合子(公印省略)

職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部改正について(申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第15号)第16条第2項の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 改正する規則
 - 職員の慶弔休暇の特例に関する規則(令和2年東京都規則第201号)
- 2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を 改正する条例(令和四年東京都条例第 85 号)の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要 があるため

3 改正案文

4 教人勤第 237 号 令和4年10月5日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会(公印省略)

学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部改正について(申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第45号)第17条第2項の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 改正する規則
 - 学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則(令和2年東京都教育委員会規則第44号)
- 2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する 条例(令和4年東京都条例第85号)の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

4 教総総第1371号 令和4年10月5日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会 (公印省略)

東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部改正 について(申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第15号)第19条第2項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則(令和2年東京都教育委員会規則第45号)

2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する 条例(令和4年東京都条例第85号)の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

4 議総第 5 9 9 号 令和 4 年 1 0 月 5 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長

三 宅 しげき (公印省略)

東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の一部改正について(申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第15号)第19条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規程

東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程(令和2年東京都議会議 長訓令第13号)

2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する 条例(令和4年東京都条例第85号)の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

監.総.企.管第4888号令和4年10月5日

東京都人事委員会殿

警視総監 大石 吉 彦 (公 印 省 略)

警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の制定(申請)

このことについて、別紙のとおり警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の制定をしたいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第15号)第19条の規定に基づき、承認を申請します。

4 総人制第 1044 号 令和 4 年 10 月 5 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

東京都規則の一部改正について(協議・申請)

標記の件について、下記のとおり規則を改正する必要があるので、改正後の職員の給与に関する条例(昭和26年東京都条例第75号)第23条の規定に基づき協議をするとともに、同条例第11条の3第3項及び第12条の2第4項の規定に基づき承認方申請します。

記

1 改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則(昭和37年東京都規則第172号) 住居手当に関する規則(昭和46年東京都規則第33号) 職員の単身赴任手当に関する規則(平成2年東京都規則第29号)

2 改正理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例 (令和4年東京都条例第85号) の施行等を踏まえた職員の給与に関する条例の改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別紙のとおり

4 教 人 勤 第 227号 令和 4 年 1 0 月 5 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会(公印省略)

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則等の改正について(申請・協議)

このことについて、学校職員の特殊勤務手当に関する条例(平成9年東京都条例第21号)の一部改正等に伴い、別紙のとおり規定を整備する必要があるので、学校職員の特殊勤務手当に関する条例第21条並びに学校職員の給与に関する条例(昭和31年東京都条例第68号)第13条の3第3項及び第14条の2第4項に基づき承認方申請し、同条例第25条の規定に基づき協議します。

名称	番号	根拠規定	備考
学校職員の特殊勤務手当に関する条 例施行規則の一部を改正する規則	教委規則 第一号	学校職員の特殊勤務手当に関する条例 第21条	承認申請
学校職員の給与に関する条例施行規 則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第25条	協議
学校職員の住居手当に関する規則の一 部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第13条の 3第3項	承認申請
学校職員の単身赴任手当に関する規 則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第14条の 2第4項	承認申請

職 員 \mathcal{O} 通 勤 手 当 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布 す る

令 和 兀 年 月

日

京 都 人 事 委 員 会

東

東 京 都 人 事 委 員 会 規 則 第 号

職 員 \mathcal{O} 通 勤 手 当 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則

職 員 \mathcal{O} 通 勤 手 当 に 関 す る 規 則 $\overline{}$ 昭 和 三 + \equiv 年 東 京 都 人 事 委 員 숲 規 則 第 号 \mathcal{O} 部 を

次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

最 平 シ 年 初 第 成 十 ツ 東 \mathcal{O} 三 兀 プ 京 関 年 月 条 都 第 係 \equiv 東 規 \mathcal{O} 京 +則 相 都 号 第 手 中 教 日 方 ま 育 + \neg で 等 委 配 九 員 \mathcal{O} 偶 号 会 に 間 者 規 に 改 第 \otimes 則 配 あ 五. 第 る る 偶 条 六 子 者 第 号 \mathcal{O} 几 な 号 第 11 を 及 五. 職 び 条 職 員 学 第 員 に 校 兀 \mathcal{O} あ 職 号 単 9 員 に 身 7 \mathcal{O} 規 赴 は 単 定 任 身 す 手 十 赴 る 当 八 任 配 に 歳 手 偶 関 に 当 者 す 達 又 に す る 関 は 規 る パ す 則 日 る 以 平 1 規 後 則 成

附 則 ۲ \mathcal{O} 規 則 は 令 和 兀 年 + 月 日 か 5 施 行 す る

 \mathcal{O}

ナ

規則等改正案文一覧

~ 目 次 ~

Ⅱ 東京都規則の一部改正等

- 1 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(3頁)
- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(4頁)
- 3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(10頁)
- 4 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(16頁)
- 5 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (17頁)
- 6 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (19頁)
- 7 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則(21頁)
- 8 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正(23頁)
- 9 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正(24頁)
- 10 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則(25頁)
- 11 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正(28頁)
- 12 職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則(30頁)
- 13 学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則(31頁)
- 14 東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則 (33頁)
- 15 東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の一部改正(35頁)
- 16 警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程<新設> (36頁)

- 17 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(37頁)
- 18 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (39頁)
- 19 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(44頁)
- 20 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(46頁)
- 21 住居手当に関する規則の一部を改正する規則(49頁)
- 22 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則(50頁)
- 23 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(52頁)

職 員 \bigcirc 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則

職 員 \mathcal{O} 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 平 成 兀 年 東 京 都 規 則 第 三 + 五. 号 $\overline{}$ \mathcal{O} 部

次のように改正する。

る。 第 \equiv 条 \mathcal{O} \equiv 第 号 中 \neg 配 偶 者 _ \mathcal{O} 下 に \neg 又 は パ] \vdash ナ] シ ツ プ 関 係 \mathcal{O} 相 手 方 _ を

加

え

を

附則

ß

 \mathcal{L}

 \mathcal{O} 規 則 は 令 和 兀 年 + 月 日 カュ 5 施 行 す る。

職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 日 ` 休 暇 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す る 規

則

職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 日 休 暇 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 平 成 七 年 東 京 都 規 則 第 五. + 五.

号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

偶 下 \mathcal{O} 配 者 に 相 第 1 第 若 七 ナ 手 七 偶 者 L 条 又 方 条 < \mathcal{O} は シ \mathcal{O} パ は ツ を \mathcal{O} パ プ 加 \mathcal{O} 第 下 え 1 関 に 係 ナ 項 1 第 ナ 九 \mathcal{O} 同 及 又 シ 相 条 項 \mathcal{U} は 及 ツ 手 第 第 シ パ \mathcal{U} プ 方 五. ツ 九] 関 プ 第 又 項 項 1 七 係 は 中 第 関 ナ 係 条 \mathcal{O} 兀 \neg] \mathcal{O} 相 親 親 号 \mathcal{O} シ 三 手 等 族 中 相 ツ 手 方 内 関 第 プ 九 \mathcal{O} 係 方 配 関 又 項 を 親 が 偶 係 は 中 加 族 消 者 \mathcal{O} \sqsubseteq え で 滅 相 親 親 な L \mathcal{O} 手 等 < た 族 下 \neg 方 内 関 に 第 な \mathcal{O} 係 八 0 を \neg を 親 が 項 た 又 \neg 加 族 消 関 は え で 滅 係 パ を に な 改 が L < た 前 \otimes 配 1 \neg 第 _ な ナ 項 偶 八 0 を 者 項 た に 配 若 シ \neg _ 関 改 偶 L ツ を に 係 \otimes 者 < プ 改 が 関 る は パ 前 \otimes 配 \mathcal{O} 係

関 係 第 \equiv \mathcal{O} 十 相 手 方 条 第 に 三 改 項 \Diamond 中 \neg 同 \mathcal{O} 条 母 第 親 兀 項 を 中 を 育 て 届 出 る を 当 該 L 職 な 11 員 が \mathcal{O} 事 配 実 偶 H. 者 婚 又 姻 は 関 パ 係 لح 1 同 ナ 様 \mathcal{O} シ 事 ツ 情 プ

項

に

改

 \otimes

る

に 当 あ 該 る 者 配 を 偶 含 者 _ ts. 0 下 以 に 下 同 ľ 又 0 は パ _] 1 を ナ 又 シ は パ ツ プ 1 関 \vdash ナ 係 \mathcal{O} シ 相 手 ツ 方 プ 関 を 係 加 \mathcal{O} え 相 手 方 同 _ 条 第 12 五 改 項 8

配 偶 者 \mathcal{O} 下 に 又 は パ \vdash ナ シ ツ プ 関 係 \mathcal{O} 相 手 方 _ を 加 え る

 \mathcal{O} 相 第 手 方 十 条 を 加 第 え 項 同 中 条 第 男 三 性 _ 項 中 を 削 \neg ŋ 配 偶 者 配 \mathcal{O} 偶 下 者 に \mathcal{O} _ 下 又 は に パ 又 は 1 ナ パ] シ 1 ナ ツ プ 関 シ 係 ツ プ \mathcal{O} 関 相

手

係

方

を

加

え

る

パ 者 関 1] 係 \vdash 第 <u>-</u> ナ 1 \mathcal{O} ナ \mathcal{O} ナ 下 相 十 シ に 手 3 シ 方 条 ツ ツ 若 \mathcal{O} プ ツ プ 関 プ L を 関 関 < 係 加 第 係 \mathcal{O} 係 は え \mathcal{O} パ 相 \mathcal{O} 項 相 手 相 中 同 手 方 手 \vdash 条 方 方 ナ 第 男 _ を 性 を 加 を シ 項 加 え 加 本 ツ を え え プ 文 削 中 同 関 り 同 項 同 係 項 た 条 \mathcal{O} 男 た だ 第 相 性 配 だ 手 \sqsubseteq 兀 偶 L し 書 項 方 を 者 書 _ 本 中 削 中 文 を ŋ \mathcal{O} 中 下 配 男 偶 に 性 者 配 配 \neg 偶 配 偶 又 を 者 偶 者 は \mathcal{O} 削 パ 下 者 ŋ に \mathcal{O} \mathcal{O} 下 \mathcal{O} 下 1 若 に 下 に ナ \neg そ に L \neg < 又 \mathcal{O} 又 シ は 又 配 は は ツ パ パ は 偶 パ プ

第 + 条 \mathcal{O} \equiv 第 項 中 \neg 配 偶 者 _ \mathcal{O} 下 に \neg 又 は パ 1 ナ シ ツ プ 関 係 \mathcal{O} 相 手 方 を

加

え

る

]

1

ナ

シ

ツ

プ

関

係

 \mathcal{O}

相

手

方

を

加

え

る

人 項 権 第 尊 \mathcal{O} 証 重 + 明 \mathcal{O} 兀 若 理 条 念 L 第 < \mathcal{O} は 実 項 同 現 中 条 を \neg 第 目 す 指 る す 項 場 \mathcal{O} 条 合 東 例 京 \mathcal{O} 都 平 下 パ 成 に 三 1 + 又 ナ 年 は 東 東 シ 京 京 都 都 ツ プ 条 才 宣 例 IJ 誓 第 ン 制 九 ピ + 度 ツ لح 三 ク 同 号 憲 $\overline{}$ 等 章 \mathcal{O} 第 に 七 制 う 度 た 条 で \mathcal{O} わ あ れ る 第 る

う 。 と 1 \mathcal{O} 場 関 別 条 ナ 知 事 合 係 に 表 者 シ が お 第 及 \mathcal{O} ツ 認 11 下 \mathcal{U} プ \otimes 別 て に 関 た に 表 掲 当 係 地 第 パ \neg げ 該 方 又 に 三] る 結 は 公 あ に \vdash 親 パ 共 婚 る 掲 ナ 族 1 者 \mathcal{O} 寸 げ 1 と 体 日 に \vdash る シ ナ \mathcal{O} 限 者 ツ パ \mathcal{O} る 同 プ に 下 0 シ 居 限 関 12 ツ 1 L 係 る プ ナ 0 と] 又 関 か な を 以 係 は シ 0 下 る と パ ツ 同 場 関 な プ 生 じ 合 係 る 1 計 に 0 者 ナ 場 関 を と 合 す] ١ ر シ に に る う 。 に を す 制 改 ツ 改 る プ め 加 度 \otimes ک に 関 え と ょ 係 同 と を 同 کے る 同 条 な 条 加 な 項 証 第 る 第 第 え る 明 場 場 を 項 合 項 号 受 合 中 に 中 第 親 け 該 族 た 以 当 を 親 号 下 パ す 11 族 ۲] 中 を

る ک 别 表 لح 配 配 第 と 偶 偶 三 な 者 者 中 0 又 た は 日 パ 1 を 1 加 ナ え] る。 シ ツ プ 関 関 係 係 親 \mathcal{O} 者 族 相 手 方 に、 を

祖 配 子 は 父 父 偶 \mathcal{O} 母 配 者 母 偶 \mathcal{O} 配 若 者 \mathcal{O} 偶 配 若 配 L 偶 者 < 偶 若 L 者 者 は < 若 L 若 パ < は L パ < L] は < \vdash パ は は ナ] \vdash パ] パ 1 ナ]] シ \vdash ナ \vdash ツ] ナ シ ナ プ シ ツ 関 プ シ ツ シ 係 プ 関 ツ プ 関 ツ \mathcal{O} 係 プ 相 係 関 \mathcal{O} 関 手 相 係 \mathcal{O} 方 係 相 手 \mathcal{O} 手 相 \mathcal{O} \mathcal{O} 方 子 相 方 手 \mathcal{O} 手 又 方 父 方 は 母 又

お 兄 祖 子 父 じ 弟 \mathcal{O} 母 父 又 姉 母 配 0) は 妹 \mathcal{O} 偶 配 お \mathcal{O} 配 者 偶 ば 者 偶 又 配 \mathcal{O} 偶 者 は 又 配 者 は 又 配 偶 又 は 偶 配 者 は 配 者 偶 配 偶 0) 者 偶 者 子 0) 者 \mathcal{O} 父 \mathcal{O} 祖 母 兄 父 母 弟 姉 妹

に改める。

を

方 お 兄 方 兄 父 又 ľ 又 母 弟 弟 は 又 姉 は 配 姉 は 妹 配 妹 偶 お 偶 者 \mathcal{O} ば 者 若 配 若 L \mathcal{O} 偶 配 者 < L < 偶 若 は 者 パ は L 又 パ <] は \vdash は パ パ \vdash ナ ナ \vdash 1 シ ナ シ ナ ツ] プ ツ 関 シ プ シ 関 係 ツ ツ プ 係 プ \mathcal{O} 関 \mathcal{O} 関 相 係 相 係 手 方 \mathcal{O} 手 \mathcal{O} 方 \mathcal{O} 相 相 手 \mathcal{O} 手 祖

え え る 別 別 記 記 第 第 搬 挨 号 黓 号 様 様 庥 式 žž 式 \mathcal{O} 消 \mathcal{O} 三 滅 中 \subset 中 7 _ 椚 椚 鯳 鯳 を 華 辨 _ \sqsubseteq 盄 庥 \mathcal{O} \mathcal{O} ZZ 次 次 に に 嶞 鯳 \bowtie 辨 \bowtie H $\widetilde{\mathcal{H}}$ 批 〉。 \mathcal{S}_{\circ} \subset \wedge H ァ 7 4 4 \searrow 4 ζ, ァ 4 ৻৾ ঙ Y Y 1 **(**' 黒 黓 庥 庥 ৼ Y 9 0 盐 黙 盐 庥 # # 9 大 方 _ 盐 _ # を を

加

 \bowtie 1

| |

巍

翀

忆

9

熊

梊

S

27

 \wedge

2

J

4

に

改

め

消

滅

9

_

を

削

る

七

加

ζ, 別 एं Y 記 第 盟 庥 五. 9 号 盐 様 #式 中 七 \bowtie 1 搬 挨 | | 搬 黒 庥 翀 忆 <u>[1</u> 9 変 搬 厘 žž 挨 H S J 3 7 \wedge 27 S を 7 \neg 黓 庥 に がず 改 嶞 \otimes る 鯳 * 批 \subset \wedge H 〉。 [ァ 4

附則

1 \sum_{i} \bigcirc 規 則 は 令 和 兀 年 +月 日 カコ 5 施 行 す る

2 $\overset{\sim}{\smile}$ \bigcirc 規 則 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 \mathcal{L} \mathcal{O} 規 則 に ょ る 改 正 前 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 日 休 睱 等 に 関

す る Ł 0) は 所 要 \mathcal{O} 修 正 を 加 え な お 使 用 す る \subseteq と が で き る

現

12

残

存

す

る

条

例

施

行

規

則

別

記

第

<u>-</u>

号

様

式

 \mathcal{O}

第

号

様

式

の 三

及

び

第

五.

号

様

式

に

ょ

る

用

紙

で

学 校 職 員 0) 勤 務 時 間、 休日、 休 暇 等 に 関す る 条 例 施行

規 則

の 一

部

を

改 正

す

る 規

則を公

布する。

令和四年

月

日

東京都教育委員会

東 京 都 教 育 委 員 会 規 則 第

学 校 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 日 休 暇 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 \mathcal{O} __ 部

を

改

正

す

号

る 規 則

学 校 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 日 休 暇 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 平 成 七 年 東 京 都 教 育 委 員

会 規 則 第 五. 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

相 手 第 七 方 条 $\overline{}$ 以 \mathcal{O} 下 第 パ 項 1 中 ナ \neg] 配 シ 偶 者 ツ プ 関 \mathcal{O} 係 下 に \mathcal{O} 相 手 又 方 は 同 と 項 12 11 う 規 定 す _ る を パ 加 え 1 ナ

号

中

配

偶

者

 \mathcal{O}

下

に

又

は

パ

]

1

]

ツ

プ

関

係

 \mathcal{O}

相

手

方

を

え

同

条

第

九

中

同

条

第

Ŧī.

項

第

兀

シ

ツ

プ

関

係

 \mathcal{O}

_ 親 親 等 族 内 関 \mathcal{O} 係 親 が 族 消 \sqsubseteq で 滅 な L < た な を 0 た \neg 関 係 に 改 が 8 配 ナ 偶 者 若 配 偶 L 者 < は パ \mathcal{O}] 下 に 1 ナ \neg 1 又 は シ パ ツ 加 プ 1 関 ナ 係 \mathcal{O} シ 相 丰 ツ プ 方 関 又 項

 \mathcal{O} 相 手 方 _ を 加 え 第 八 項 _ を \neg 前 項 に 改 \Diamond る

第 七 条 \mathcal{O} \mathcal{O} <u>-</u> 第 九 項 及 び 第 七 条 \mathcal{O} \equiv 第 九 項 中 親 族 関 係 が 消 滅 L た \sqsubseteq を \neg 関 係 が 配

配 偶 者 \mathcal{O} 下 に 又 は パ] \vdash ナ] 3 ツ プ 関 係 \mathcal{O} 相 手 方 を 加 え 第 八 項 を 前

項 に 改 8 る

偶

者

若

L

<

は

パ

1

ナ

シ

ツ

プ

関

係

 \mathcal{O}

相

手

方

又

は

親

等

内

 \mathcal{O}

親

族

で

な

<

な

0

た

に

改

 \Diamond

第 _ + 条 第 三 項 中 \mathcal{O} 母 親 を を 育 て る 当 該 職 員 \mathcal{O} 配 偶 者 又 は パ] 1 ナ] シ ツ

プ

は

係

に 関 当 あ 係 該 る \mathcal{O} 者 相 配 手 偶 を 方 含 者 _ ts に 0 \mathcal{O} 改 下 以 \otimes に 下 同 同 ľ 又 条 は 0 第 パ 兀] 項 1 を 中 ナ 又 は 届 パ ツ 出 プ を 関 \vdash L ナ 係 な] \mathcal{O} 11 相 シ が 手 ツ 事 方 プ 実 関 F. を 係 婚 加 \mathcal{O} 姻 え 相 関 手 係 方 同 لح _ 条 同 第 に 様 五 改 \mathcal{O} 項 8 事 中 情

第 + \equiv 条 第 項 中 \neg 男 性 _ を 削 ŋ 配 偶 者 \mathcal{O} 下 に \neg 又 は パ Ì 1 ナ] シ ツ プ 関 係

方 を 加 え る

 \mathcal{O}

相

手

方

を

加

え

同

条

第

三

項

中

配

偶

者

 \mathcal{O}

下

に

_

又

は

パ

1

ナ

1

シ

ツ

プ

関

係

 \mathcal{O}

相

手

配

偶

者

_

 \mathcal{O}

下

に

又

は

パ

1

ナ

シ

ツ

プ

関

係

 \mathcal{O}

相

丰

方

を

加

え

る

パ 者 関 1] 1 係 第 _ ナ ナ 1 \mathcal{O} ナ \mathcal{O} ナ 下 相 + シ シ] に 手 三 **シ** ツ ツ シ 方 条 \neg ツ プ プ 若 ツ \mathcal{O} プ 関 関 プ し を 関 係 関 < 加 係 第 係 え \mathcal{O} \mathcal{O} 係 は \mathcal{O} パ 相 相 \mathcal{O} 項 相 手 手 相 中 同 手 方 方 手 \vdash 条 方 _ 方 ナ 第 男 を を 性 を 加 加 を シ 項 加 え え 加 ツ 本 を え え プ 文 る 削 同 関 中 ŋ 同 項 係 同 項 た 条 \mathcal{O} 男 た だ 第 相 性 配 だ _ 手 L 兀 偶 L 書 方 項 を 者 書 _ _ 中 本 削 中 文 を ŋ \mathcal{O} 中 配 下 男 偶 に 性 者 配 配 偶 偶 配 又 を 者 偶 者 は \mathcal{O} 削 者 パ 下 ŋ に \mathcal{O} \mathcal{O} 下 \mathcal{O} 下 1 若 に 下 に ナ そ に] L < 又 _ \mathcal{O} 又 シ は は 又 配 は ツ パ パ は パ 偶 プ

第 + 三 条 \mathcal{O} 三 第 項 中 \neg 配 偶 者 _ \mathcal{O} 下 に \neg 又 は パ 1 ナ シ ツ プ 関 係 \mathcal{O} 相 手 方 を

加

え

る

1

]

う と \vdash 人 \mathcal{O} 別 場 関 ナ 知 項 権 条 第 尊 合 係 に 事 \mathcal{O} 表 シ + 者 が 証 重 お 第 及 \mathcal{O} ツ 認 明 \mathcal{O} 五. い 兀 び 下 プ 8 若 理 条 て 別 に た 念 第 に 関 L 表 掲 当 < 係 地 \mathcal{O} 第 パ げ 該 又 方 は 実 項 に 兀 る 結 現 中 は あ 公 同 に 1 親 パ 婚 共 る 条 を 掲 ナ 族 す \mathcal{O} 者 第 寸 目 げ に لح 指 日 1 体 る る シ 限 す 場 ナ \mathcal{O} 項 者 ツ パ \mathcal{O} 条 合 \mathcal{O} る 同 に プ 下 0 シ 居 東 例 限 関 12 京 \mathcal{O} ツ 1 る 係 ブ ナ 都 平 下 と 関 パ 成 に 又 か を な 以 \equiv は 係 0 シ 下 る パ と + ツ 1 又 場 同 関 な 生 プ ナ 年 は じ 合 係 る 計] 1 12 東 東 者 ナ 関 京 場 を シ 京 と 合 す 都 都 ツ 1 シ に に る プ 条 オ う に す IJ ツ 改 を 制 宣 例 改 る ブ 度 誓 加 第 ン 8 \emptyset _ 関 え 12 制 九 ピ لح + ょ 度 係 ツ 同 同 を لح と لح 三 る ク 同 条 条 加 な な 項 証 同 号 憲 第 第 え る 第 る 等 章 明 場 場 を \mathcal{O} 第 に 項 項 う 合 뭉 受 合 制 七 \neg 中 に 第 親 中 け 度 た 条 以 該 族 た で \mathcal{O} わ 下 当 を 뭉 パ 親 あ れ す 1 族 中 を る 第 る

別表第四中

る

と

と

な

0

た

日

を

加

え

る

親

配

偶

者

族

鯳 辨 \bowtie H \searrow ァ 4 4 ぐ Y 黓 庥 0 盐 # 女

嶞

関 係

者

Ĩ1

パ] 1 ナ シ ツ プ 関 係 \mathcal{O} 相 手 方 _ を 加 え る

 \mathcal{O}

下

に

若

L

<

は

パ

1

ナ

]

シ

ツ

プ

関

係

 \mathcal{O}

相

手

方

_

を

お

ば

 \mathcal{O}

配

偶

者

 \sqsubseteq

 \mathcal{O}

下

に

 \neg

又

は

改

 \Diamond

 \neg

父

母

 \mathcal{O}

配

偶

者

 \neg

又

は

配

偶

者

_

子

0)

配

偶

者

_

及

び

兄

弟

姉

妹

 \mathcal{O}

配

偶

者

_

え

る

別

記

第

号

様

式

 \mathcal{O}

中

鬥

鯳

琳

_

 \mathcal{O}

次

に

 \bowtie

H

〉。

[

 \neg

4

('

্

Y

黓

庥

9

盐

#

七

_

を

加

9

盐

#

七

別 記 第 号 様 式 \mathcal{O} 中 鬥 鯳 * \mathcal{O} 次 に \bowtie ¥ 〉。 ァ 4 4 ঙ Y 誤 庥 0 盐 # 七 _ を 加

 \bowtie え H | | 搬 搬 鄉 挨 忆 黙 9 庥 搬 ZZ 挨 消 三 S 滅 3 \subset 7 \wedge 3 を 4 黙 庥 に なべ 改 嶞 \Diamond 闸 辨 消 批 滅 \subset \wedge 1 \searrow を 削 る ァ 4 **(**'' ৻৾ Y 黓 庥

J

9

別 記 第 五 号 様 式 中 搬 挨 誤 庥 FT 変 浬 なべ H J 4 を 黓 庥 žž 鬥 鯳 ₩ 批 \subset \wedge H 〉。 ァ 4

4 ঙ Y 黓 庥 9 盐 # 4 \bowtie ¥ | | 뾼 継 忆 9 鹅 挨 S 3 \wedge 2 S 4 _ に 改 \Diamond る 0

附 則

2 1 ۲ \mathcal{O} \mathcal{O} 規 規 則 則 \mathcal{O} は 施 令 行 和 \mathcal{O} 際 几 年 + \mathcal{O} 規 月 則 に 日 ょ カゝ る 5 改 施 正 行 前 す る \mathcal{O} 学

紙

で

現

に

残

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

は

 \mathcal{O}

修

を

え

な

用

す

る

ک

と

が

で

き

る

用

等

12

関 す る 条 例 存 施 行 規 則 別 記 ` 第 _ 所 号 要 様 式 0 正 加 第 号 校 様 お 使 式 職 員 \bigcirc 三 \mathcal{O} 及 勤 び 務 第 時 間 五 号 様 休 式 日 に ょ 休 る 暇

会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 暇 等 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則

号)の一部を次のように改正する。

숲

計

年

度

任

用

職

員

 \mathcal{O}

勤

務

時

間

休

暇

等

に

関

す

る

規

則

平

成

<u>-</u>

+

七

年

東

京

都

規

則

第

兀

情 に 第 <u>-</u> あ + る 者 六 条 を 含 第 む 項 中 若 \neg L 配 < 偶 は 者 _ 条 例 \mathcal{O} 下 第 +に 条 \mathcal{O} $\overline{}$ 届 第 出 を 項 L に な 規 11 定 が す 事 る 実 上 パ 1 婚 \vdash 姻 関 ナ] 係 と シ ツ 同 プ 様 関 \mathcal{O} 係 事

附則

 \mathcal{O}

相

手

方

を

加

え

る

0

ک \mathcal{O} 規 則 は 令 和 匹 年 + 月 日 カ 5 施 行 す る

東 京 都 教 育委 員会 会 計 年 度 任 用 職 員 0) 勤 務 時 間、 休 暇 等 に 関 す る

規

則

0)

_

部

を

改正す

る規則を公布する。

令和四年 月

日

東京都教育委員会

東 京 都 教 育 委 員 会 規 則 第 六 + 号

東 京 都 教 育 委 員 会 会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 ` 休 暇 等 に 関 す る 規 則 \mathcal{O}

部 を 改 正 す る 規 則

東 京 都 教 育 委 員 会 会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 ` 休 暇 等 に 関 す る 規 則 平 成 _ 十 七 年

京 都 教 育 委 員 会 規 則 第 八 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う 12 改 正 す る

第 + 六 条 第 項 中 配 偶 者 <u></u> \mathcal{O} 下 に 届 出 を L な 11 が 事 実 上 婚 姻 関 係

附 則

 \subseteq

情

12

あ

る

者

を

含

む

0

若

L

<

は

条

例

第

+

条

 \mathcal{O}

第

項

に

規

定

す

る

パ

 \vdash

ナ

]

シ

ツ プ

関

係

لح

同

様

 \mathcal{O}

事

東

 \mathcal{O}

相

手

方

を

加

え

る

 \mathcal{O} 規 則 は 令 和 兀 年 + 月 __ 日 カゝ 5 施 行 す る

規 則

東 京

都

公

77

学 校

会 計 年 度

任 用 職 員 0) 勤 務 時

間、

休 暇 等 に 関 す る 規

則

の 一

部

を 改

正 す る

を 令 和 公 兀 布 年 す る。

月

日

東 京 都 教 育 委 員 会

東 京 都 教 育 委 員 숲 規 則 第

号

東 京 都 公 <u>\f</u> 学 校 会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 暇 等 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} _ 部

を 改 正 す る 規 則

東 京 都 公 <u>\\</u> 学 校 会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 暇 等 に 関 す る 規 則 $\overline{}$ 平 成 + 七 年 東

都 教 育 委 員 숲 規 則 第 九 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

第 _ + 六 条 第 項 中 \neg 配 偶 者 _ \mathcal{O} 下 に 届 出 を L な 1 が 事 実 上 婚 姻

関

係

と

同

様

 \mathcal{O}

事

関

に あ る 者 を 含 む 若 L < は 条 例 第 +条 \mathcal{O} _ 第 _ 項 に 規 定 す る パ] 1 ナ] シ ツ プ

附 則

ک

情

係

 \mathcal{O}

相

手

方

を

加

え

る

京

 \mathcal{O} 規 則 は 令 和 兀 年 + 月 日 か 5 施 行 す る

都 <u>\f\</u> 学 兀 校 等 に 勤 務 す る 時 間 講 師 に 関 す る 規 則 Ø)→ 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布 す

令

和

年

月

日

東 京 都 教 育 委 員 会

る。

●東京都教育委員会規則第

号

都 <u>\f</u> 学 校 等 に 勤 務 す る 時 間 講 師 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則

都 <u>\f</u> 学 校 等 に 勤 務 す る 時 間 講 師 に 関 す る 規 則 $\overline{}$ 昭 和 兀 + 九 年 東 京 都 教 育 委 員 숲

規

則

第

 $\ddot{-}$ +兀 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

事 情 第 に +あ 八 る 条 者 \mathcal{O} 三 を 含 第 む 0 項 中 若 配 し < 偶 者 は _ 勤 務 \mathcal{O} 下 時 間 に 条 例 第 届 + 出 を L 条 な \mathcal{O} 1 第 が _ 事 実 項 に 上 規 婚 定 姻 す 関 る 係 パ لح] 同 1 様 ナ \mathcal{O}

附則

]

シ

ップ

関

係

 \mathcal{O}

相

手

方

を

加

え

る

 $\overset{\sim}{\smile}$ 0) 規 則 は 令 和 兀 年 + 月 日 か 5 施 行 す る。

●東京都議会議長訓令第

号

東

京

都

議

会

議

숲

局

会

計

年

度

任 用 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 暇 東 等 京 に 関 都 す る 議 規 会 程 議 平 成 会 + 局 七 年

東 京 都 議 会 議 長 訓 令 第 五. 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

令和四年十月十七日

東京都議会議長 三 宅 しげ

き

条 第 項 中 \neg 配 偶 者 _ \mathcal{O} 下 に 届 出 を L な 11 が 事 実 上 婚 姻 関 係 لح 同 様 \mathcal{O} 事

を 含 む 若 L < は 条 例 第 +条 \mathcal{O} 第 項 に 規 定 す る パ 1 \vdash ナ シ ツ プ 関 係

相 手 方 を 加 え る

附則

情

12

あ

る

者

第二

+

五.

 \mathcal{O}

ک \mathcal{O} 訓 令 は 令 和 兀 年 + 月 日 カュ 5 施 行 す る

別添え

東京消防庁訓令第●号

 庁
 中
 一
 般

 消
 防
 署

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成27年3月23日東京消防庁訓令第16号)の一部を次のように改正する。 令和4年10月●●日

> 東京消防庁 消防総監 清水 洋文

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(介護休暇)	(介護休暇)
第25条 所属長は、職員がその配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係	第25条 所属長は、職員がその配偶者若しくは二親等以内の親族又は
と同様の事情にある者を含む。) 若しくは条例第10条の2第1項に規	同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むこ
<u>定するパートナーシップ関係の相手方</u> 若しくは二親等以内の親族又は	とに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当である
同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むこ	と認められる場合における休暇として、介護休暇(前条に規定する者を
とに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当である	除く。以下この条及び次条において同じ。)を承認するものとする。
と認められる場合における休暇として、介護休暇(前条に規定する者を	
除く。以下この条及び次条において同じ。)を承認するものとする。	
[2 略]	[2 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附則

この訓令は、令和4年11月1日から施行する。

都 立. 学 校 等 に 勤 務 す る 日 勤 講 師 に 関 す る 規 則 Ø)→ 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布 す

令 和 兀 年 月

日

東 京 都 教 育 委 員 会

る。

●東京都教育委員会規則第

+

号

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

正

す

る

号

都 <u>\frac{\frac{1}{3}}{1}</u> 学 都 校 立 学 等 校 に 勤 等 に 務 す 勤 る 務 す 日 勤 る 講 日 師 勤 に 講 関 師 に す 関 る す 規 則 る 規 $\overline{}$ 平 則 成 \mathcal{O} + 九 部 年 を 東 改 京 正 す 都 教 る 育 規 委 則 員 会

規

則

第

六

か 日 暇 を 次 は 用 に 日 日 \otimes 6 ま 加 有 日 加 \mathcal{O} \mathcal{O} 前 第 _ え $\sum_{}$ え 第 で 日 給 \mathcal{O} 前 ۲ 七 に 数 年 た 休 前 た 日 + れ 項 使 \mathcal{O} 以 暇 を 日 t ま 0 条 日 ま 用 Ď 前 数 ま で 項 第 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} で L 5 単 で 12 \mathcal{O} 日 を た 使 数 位 使 日 前 \mathcal{O} を \mathcal{O} 項 日 用 で 用 下 中 付 \mathcal{O} に 月 数 項 数 L あ 与 う 切 に L に \neg ず を 当 な る 日 ち ŋ を た \neg 差 場 上 + か 使 該 日 及 日 前 0 <u>-</u> 繰 L げ 数 び 合 用 年 勤 0 た ŋ 引 た は 年 L で 次 を 次 講 下 1 日 \mathcal{O} な 日 除 差 項 有 師 げ た 数 前 期 か 数 L 給 L 日 を 付 間 0 7 休 引 を を 差 与 内 た 得 第 数 暇 11 加 に _ た L に 日 た え 日 \mathcal{O} 会 項 引 数 に 前 付 前 数 付 日 \mathcal{O} 改 与 並 付 を 与 数 計 11 次 た 年 さ \mathcal{U} 与 乗 を 年 \otimes 日 カコ 12 t ľ 6 \mathcal{O} n に 日 度 次 同 \mathcal{O} 期 7 前 前 た 以 前 当 任 条 間 項 日 下 項 該 用 \mathcal{O} 11 中 内 た に 年 数 に 年 \mathcal{O} か 項 第 5 に 年 規 \mathcal{O} 前 規 次 職 八 _ を 付 次 定 期 付 定 有 及 加 項 与 有 す 間 与 す 給 75 前 日 え を 付 さ 給 る 内 未 日 る 休 臨 _ る 第 与 12 満 年 n 休 年 暇 時 九 日 7 暇 次 付 \mathcal{O} と 次 \mathcal{O} 的 項 か 11 \mathcal{O} 有 与 端 有 任 11 付 لح 5 た 付 給 さ 数 う 給 与 用 L 任 年 与 休 n が 休 日 \mathcal{O} 用 カン 次 日 暇 7 あ 暇 職 日 有 が \mathcal{O} る \mathcal{O} 5 第 1 カュ 三 た と 5 \mathcal{O} 給 任 日 日 任 に 項 前 休 用 数 年 き 任 数 用 改

12 年 度 臨 第 あ 度 時 \mathcal{O} 第 る + に 年 的 ŧ 付 次 任 項 条 与 \mathcal{O} 有 用 \mathcal{O} を 第 さ 給 規 \mathcal{O} 含 れ 休 職 定 に た 暇 に む 項 0 中 カュ Ł は あ か \mathcal{O} 0 若 配 に 任 た わ L 偶 用 者 5 ず < 者 日 が 第 引 は \mathcal{O} 勤 \mathcal{O} 項 前 き 東 務 下 に 日 続 京 時 に 規 に き 都 定 間 使 \mathcal{O} 日 す 条 用 勤 会 $\overline{}$ 例 届 る す 講 計 第 出 年 る 師 年 + 次 لح を 度 لح L 有 L 任 な 用 が て 条 給 \mathcal{O} 1 休 で 新 \mathcal{O} が 暇 き た 職 第 事 \mathcal{O} る に 実 日 日 任 日 項 上 数 数 用 勤 に さ 婚 を \mathcal{O} 講 規 姻 加 う れ 師 定 関 え ち る を す 係 た 同 場 除 と < る ŧ 日 合 パ 同 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} そ 様 لح 属 す 1 \mathcal{O} す \mathcal{O} 又 ナ 事 る る 年 は

和 $\sum_{}$ 五. 年 \mathcal{O} 兀 規 月 則 は 日 カ 令 5 和 施 兀 行 年 す + る 月 日 か 5 施 行 す る た だ L 第 + 条 \mathcal{O} 改 正 規 定 は

]

シ

ツ

プ

関

係

 \mathcal{O}

相

手

方

を

加

え

る

附

則

情

3

令

訓令甲第 号

警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。 令和4年10月 日

警視総監 小 島 裕 史

警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程

(警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程の一部改正)

第1条 警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程(平成7年3月31日訓令甲第17号)の 一部を次のように改正する。

第2条中「平成7年東京都条例第15号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第16条第1項中「以下同じ。)」の次に「又は条例第10条の2第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方(以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。)」を加え、同条第2項中「男性職員」を「職員」に改め、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第16条の2第1項中「男性職員の配偶者」を「職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に、「男性職員に」を「職員に」に改め、「その配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加え、「配偶者の出産予定日」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「配偶者の出産予定日」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第3項中「男性職員」を「職員」に改め、「、配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第18条第1項中「結婚する場合」の次に「又は規則第24条第1項に規定するパートナーシップ関係となる場合」を加え、「親族」を「関係者」に改める。

第20条の4第1項中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

(警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成27年3月30日訓令 甲第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成7年東京都条例第15号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第7条中「含む。)」の次に「若しくは条例第10条の2第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第18条の2及び第18条の3中「男性職員」を「職員」に、「男性の会計年度任用職員」 を「会計年度任用職員」に改める。

第24条第1項中「含む。)」の次に「若しくは条例第10条の2第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方」を加える。

(警視庁警察職員勤務規程の一部改正)

第3条 警視庁警察職員勤務規程(平成12年3月24日訓令甲第16号)の一部を次のように 改正する。

第15条第3項各号列記以外の部分中「含む。)」の次に「又は条例第10条の2第1項に 規定するパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附則

この訓令は、令和4年11月1日から施行する。

職 員 \mathcal{O} 慶 弔 休 暇 \mathcal{O} 特 例 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則

職 員 \mathcal{O} 慶 弔 休 暇 \mathcal{O} 特 例 に 関 す る 規 則 令 和 年 東 京 都 規 則 第 百 号 \mathcal{O} 部 を

次

 \mathcal{O}

る

ように改正する。

を 11 う 及 \mathcal{U} か 5 当 該 結 婚 \mathcal{O} 日 _ \mathcal{O} 下 に \neg 又 は パ 1 ナ シ ツ プ 関 係 と な

場 合 又 に は 同 該 項 当 す に 規 る ک 定 す لح لح る パ な] 0 1 た ナ 日 シ を ツ プ 関 令 係 和 と 五 な 年 る 場 月 六 合 に 日 該 ま 当 で す \mathcal{O} る 間 に と あ と る な 職 員 0 た 日 \mathcal{O} が 下 令 に

和 兀 年 + 月 日 カゝ 5 令 和 五. 年 月 六 日 ま で \mathcal{O} 間 に あ る 職 員 _ を 当 該 結 婚 \mathcal{O} 日

附則

 \mathcal{O}

下

に

又

は

パ

1

ナ

シ

ツ

プ

関

係

لح

な

る

場

合

12

該

当

す

る

ک

と

لح

な

0

た

日

_

を

加

え

る

 \sum_{i} \mathcal{O} 規 則 は 令 和 兀 年 + 月 日 か 5 施 行 す る

学 校 職 員 0) 慶 弔 月 休 暇 0) 特 例 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布 す

和 兀 年

令

日

東 京 都 教 育 委 員 会

る。

東 京 都 教 育 委 員 会 規 則 第

号

学 校 職 員 \mathcal{O} 慶 弔 休 暇 \mathcal{O} 特 例 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 東 改 京 正 す 教 る 規 委 則

号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

学

校

職

員

 \mathcal{O}

慶

弔

休

睱

 \mathcal{O}

特

例

に

関

す

る

規

則

令

和

年

都

育

員

会

規

則

第

兀

+

兀

和 場 \mathcal{O} 下 兀 又 合 に は に を 年 + 該 _ 同 11 又 項 当 う は す 月 に パ 規 る ک 日 定 す か 1 と 及 لح ナ 5 る \mathcal{U} パ 令 な \neg] シ 和 か 0 ツ 五. 5 \vdash た プ 当 年 ナ 日 関 該 結 係 月 シ を لح 六 ツ 婚 な プ 日 \mathcal{O} る ま 関 令 日 場 で 係 和 合 \mathcal{O} لح 五 \mathcal{O} に 間 な 年 下 該 に る に 当 あ 場 月 \neg 六 す 合 る 又 る 職 に 日 は ۲ パ 員 該 ま と _ 当 で لح を す 1 \mathcal{O} な る ナ 間 0 に と た あ シ と 当 日 る ツ _ な プ 該 職 を 結 0 員 関 加 婚 た 係 え لح \mathcal{O} 日 \mathcal{O} る 日 が 下 な 令 に る

附 則

۲ \mathcal{O} 規 則 は 令 和 兀 年 + 月 日 か 5 施 行 す る

令和四年 月

月日

東京都教育委員会

東京都教育委員会規則第六十四号

東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部

を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則(令和二年東京都教育委員会規則第四十五号)の一部を

次のように改正する。

「令和五年一月六日までの間にある職員」の下に「又は同条第三項に規定するパートナーシップ関係となる場合に該当する

こととなった日が令和四年十一月一日から令和五年一月六日までの間にある職員」を加える。

附 則

この規則は、 令和四年十一月一日から施行する。

●東京都議会議長訓令第

号

員 \mathcal{O} 慶 弔 休 暇 \mathcal{O} 特 例 東 に 京 関 す 都 る 規 議 程 会 令 議 和 会 年 東 局 京 都

会 議 長 訓 令 第 +三 号 $\overline{}$ \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

令和四年十月十七日

議

東

京

都

議

会

議

会

局

会

計

年

度

任

用

職

東京都議会議長 三 宅 しげき

和 五. 年 _ 月 六 日 ま で \mathcal{O} 間 に あ る 職 員 _ \mathcal{O} 下 に \neg 又 は 同 条 第 \equiv 項 に 規 定 す る パ] 1

月 六 日 ま で \mathcal{O} 間 に あ る 職 員 _ を 加 え る

年

ナ

1

シ

ツ

プ

関

係

لح

な

る

場

合

に

該

当

す

る

ک

と

と

な

0

た

日

が

令

和

兀

年

+

月

日

か

5

令

和

五

 \neg

令

附 則

ک \mathcal{O} 訓 令 は 令 和 兀 年 + 月 日 カュ 5 施 行 す る

1 年 保 存令和6年3月31日まで

訓令乙第●号

警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程を次のように定める。

令和4年10月●日

警視総監 小 島 裕 史

警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成27年3月30日訓令甲第17号。以下「会計年度任用職員規程」という。)第21条において準用する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成7年東京都規則第55号。以下「規則」という。)第24条第3項に規定する結婚の日が令和元年7月1日から令和5年1月6日までの間にある会計年度任用職員(この訓令の施行の日前に当該結婚の日に係る会計年度任用職員規程第21条において準用する規則第24条第2項第1号の休暇を取得した職員を除く。)又は同条第3項に規定するパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日が令和4年11月1日から令和5年1月6日までにある会計年度任用職員については、職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則(令和4年東京都規則第●●●号)による改正後の職員の慶弔休暇の特例に関する規則(令和2年東京都規則第201号)の規定を準用する。この場合において、職員の慶弔休暇の特例に関する規則(令和2年東京都規則第201号)の規定を準用する。この場合において、職員の慶弔休暇の特例に関する規則中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

附則

この訓令は、令和4年11月1日から施行する。

職 員 0 給 与 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 0 部 を 改 正 す る 規 則

職 員 \mathcal{O} 給 与 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 昭 和 三 + 七 年 東 京 都 規 則 第 百 七 + 号 0 部 を

次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

改

H

4

 \mathcal{O}

法

律

⟨L

和

ယ

籴

法

律

徭

6

Ū

声

F)

9

 \mathcal{N}

改

H

檉

0

を

加

え

る

0

別 記 様 式 第 뭉 \mathcal{O} 中 ⟨L 桁 4 伻 9 旦 分 H S H , _ \mathcal{O} 下 12 푌 女 1 籡 法 9 喍 4

別 記 様 式 第 号 表) 中 配 偶 者 を 削 ŋ ` 同 様 式 裏) 中

2 家族を居住させるために設置した施設(有料、無料を問わない。 及び都以外の雇用主(国、民間等を問わず、全ての勤務先をいう。 が被雇用者及びその家族を居住させるために設置した施設をいう 住宅の実情欄中「公舎・社宅等」とは、都が職員及び職員とその 無料を問わない。) を

構成員を居住させるために設置した施設(有料、無料を問わない。) 並びに都以外の雇用主(国、民間等を問わず、全ての勤務先をいう。) が被雇用者及びその世帯の構成員等を居住させるために設置した 住宅の実情欄中「公舎・社宅等」とは、都が職員及びその世帯の に 改 8

附 則 る

0

1 \mathcal{O} 規 則 は 令 和 几 年 + 月 日 か 5 施 行 す る 0 た だ L 別 記 様 式 第 뭉 \mathcal{O} \mathcal{O} 改

正 規 定 は 令 和 五 年 兀 月 日 カン 5 施 行 す る 0

2 る 改 正 \mathcal{O} 規 前 0 則 職 員 前 項 \mathcal{O} 給 た だ 与 に L 関 書 す に る 規 条 定 例 す 施 る 行 改 規 正 則 規 定 別 記 を 様 除 式 < 第 _ 号 \mathcal{O} に 施 ょ 行 る \mathcal{O} 用 際 紙 で ک \mathcal{O} 規 現 12 則 残 に 存 ょ

0

す る Ł \mathcal{O} は 所 要 \mathcal{O} 修 正 を 加 え な お 使 用 す る ک لح が で き る

3 規 定 附 則 に ょ 第 る 改 項 正 た だ 前 L \mathcal{O} 職 書 員 に 規 \mathcal{O} 給 定 す 与 に る 関 改 す 正 る 規 条 定 例 \mathcal{O} 施 施 行 行 規 \mathcal{O} 則 際 別 記 同 様 項 た 式 だ 第 L 書 뭉 0 12 規 定 に す ょ る る 用 改 紙 正

学 校 職 員 0) 給 与. に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布 す

年 月

令 和

兀

日

東 京 都 教 育 委 員 会

る。

\odot 東 京 都 教 育 委 員 会 規 則

号

第

号) 学 の 一 校 学 職 員 校 を \mathcal{O} 職 給 員 与 \mathcal{O} ょ に 給 関 与 す に る 関 す 条 す 例 る 施 条 行 例 規 施 則 行 規 昭 則 の 一 和 三 + 部 七 を 年 改 東 正 京 す 都 る 教 規 育 則

委 員 会 規 則 第

+ 八

部

次

 \mathcal{O}

う

に

改

正

る。

40

別記様式第一号の二中

		始	期	終	期	16-					生	年	月	日		所		扶養	児
	個人番号	年	月	年	月	修正区分	氏	名	性別	続柄	元号	年	月	日	年齢	所属税区分	同居区分	養手当対象	童手当対象
配偶者	1																		
	2																		
	3																		
扶	4																		
扶 養 親	5																		
親	6																		
族	7						·												
	8																		
	9																		Ш

を

に、

扶養手欠配子欠配子供子の他

を

扶養手当算出左以大配第一子子供

に、

なべ 馞 昭 # #Hr 桁 実 \forall 成 \forall \vdash ω 0 ~ 婚 蓧 年 共 仟 滋 康 14 9 黓 京 圧 庚 庥 쐞 \mathbb{H} 分 $rac{1}{2}$ 夈 4 \mathcal{H} 皿 迿 \mathcal{N} S 蓧 徭 \mathbb{C}^{+} H 9 9 9 # ∞ \mathcal{C} 信 声 of 剛 \mathcal{O} # 徭 H 併 \mathcal{O} 12 (#) * 疧 夈 を 49 険 徭 \mathbb{W} 类 0 _ 屈 嶞 鯳 \sim 徭 * H \bowtie 鈋 导 \mathcal{O} Ħ rī 9 ψ H 戡 \mathcal{C} 校 H 定 顯 4 1 門 畑 \mathcal{W} 0 〉。 墭 鯳 箈 1 * 中 팾 ァ 4 1 国 1 盟 \mathbb{H} **(**', 4 _ 49 \mathcal{W} ぐ \subset 7 壳 Y 夈 3 黓 迿 5 7

附則

除の

盐

#

力

4

5

٧٧

に

改

め

る

2 1 \sum_{i} $\overset{\sim}{\smile}$ \mathcal{O} \mathcal{O} 規 規 則 則 は \mathcal{O} 施 行 令 和 \mathcal{O} 際 兀 年 ک + \mathcal{O} 規 月 則 に 日 ょ か る 5 改 施 正 行 前 す \mathcal{O} る 学 校 職 員 \mathcal{O} 給 与 に 関 す る 条

使 則 用 別 す 記 る 様 ک 式 لح 第 が _ で 号 き \mathcal{O} る に ょ る 用 紙 で 現 に 残 存 す る ŧ \mathcal{O} は 所 要 \mathcal{O} 修 正 を 加 え

な

お

例施

行

規

職 員 \mathcal{O} 単 身 赴 任 手 当 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則

職 員 \mathcal{O} 単 身 卦 任 手 当 に 関 す る 規 則 平 成 年 東 京 都 規 則 第 + 九 号 \mathcal{O} 部 を 次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

正

す

る

え 同 1 条 若 ナ 第 <u>-</u> 同 第 L シ 条 < 条 第 号 は ツ 第 兀 及 プ 配 び 関 号 偶 号 中 第 者 係 中 三 \mathcal{O} 配 号 を 相 配 中 偶 手 偶 者 方 者 又 が 配 は が 職 偶 配 以 員 者 偶 下 を 又 者 は 若 パ 配 \mathcal{O} 下 偶 配] L 偶 に < 者 1 者 ナ は 又 又 パ は は シ 条 を 例 パ 1 ツ 配 ナ プ 第 関 + 偶 1 者 ナ シ 係 条 又 ツ \mathcal{O} 第 は シ プ 相 パ 関 手 項 ツ プ 係 方 第 関 __ 1 \mathcal{O} ナ 係 相 لح 号 に \mathcal{O} 手 11 シ 相 方 う 規 手 ツ 定 プ 方 す に 関 改 が る を 8 パ 係 \mathcal{O} 加 に

え 同 項 第 第 同 兀 \equiv 項 条 号 第 第 及 び 号 項 同 中 第 条 第 配 号 中 偶 項 者 第 配 三 偶 \mathcal{O} 号 者 下 中 に \mathcal{O} \neg 若 下 配 偶 に L 者 < _ は 又 パ は \mathcal{O} パ 下 12 1 ナ 1 又 ナ は シ パ ツ シ 1 プ ツ 1 関 プ ナ 係 関 \mathcal{O} 係 シ 相 \mathcal{O} ツ 手 相 プ 方 手 関 方 係 を \mathcal{O} 加 を 相 え 加

中

_

配

偶

者

_

 \mathcal{O}

下

に

又

は

パ

]

 \vdash

ナ

シ

ツ

プ

関

係

 \mathcal{O}

相

手

方

を

加

え

る

相

手

方

が

職

員

又

は

配

偶

者

若

L

<

は

パ

1

ナ

]

シ

ツ

プ

関

係

 \mathcal{O}

相

手

方

12

改

 \Diamond

同

条

第

五

号

手

方

を

加

え

る

を 加 第 え 五 条 同 第 条 _ 第 号 三 及 뭉 び 中 第 뭉 配 偶 中 者 \mathcal{O} 配 偶 を 者 配 \mathcal{O} 下 偶 者 に 及 び 又 パ は パ 1 ナ 1 ナ] シ 1 シ ツ プ ツ 関 プ 係 関 \mathcal{O} 係 相 \mathcal{O} 丰 相 方 手 方 \mathcal{O} 1

第 ŧ 手 ず 方 配 五 れ 偶 号 に ŧ 中 者 を 等 に 加 配 配 え 改 偶 偶 \Diamond を 者 者 \neg 配 等 \mathcal{O} 同 配 偶 条 偶 者 を を 第 者 又 兀 \mathcal{O} は 配 号 配 パ 中 偶 偶 を 者 者 1 及 又 1 配 ナ び は た 偶] パ パ 配 者 シ] 偶 及 者 卜 ツ \vdash び ナ プ ナ パ 関 \mathcal{O} シ 下 係 シ 1 に \mathcal{O} ツ ツ プ 相 プ 手 関 関 又 方 係 係 は ツ パ 等 \mathcal{O} \mathcal{O} プ _ 相 相] 関 1 手 に 手 係 方 ナ 改 方 \mathcal{O} \otimes \mathcal{O} 等 相 シ 11 手 同 ず に ツ 方 プ 条 n 改 \mathcal{O} 関 第 ŧ 8 六 1 係 号 ず に 同 \mathcal{O} 中 条 れ 相

配 偶 者 等 を 配 偶 者 又 は パ 1 ナ シ ツ プ 関 係 \mathcal{O} 相 手 方 等 に 改 \otimes る

第 六 条 中 配 偶 者 _ \mathcal{O} 下 に 又 は パ 1 ナ シ ツ プ 関 係 \mathcal{O} 相 手 方 を 加 え る

の相手方等」に改める。

係

第

七

条

第

項

及

 \mathcal{U}

第

十

条

第

項

中

配

偶

者

等

を

 \neg

配

偶

者

又

は

パ

1

ナ

シ

ツ

プ

関

别 表 第 中 配 偶 者 \mathcal{O} 下 に 又 は パ 1 ナ シ ツ プ 関 係 \mathcal{O} 相 手 方 を 加 え る

附則

۲ \mathcal{O} 規 則 は 令 和 兀 年 + 月 日 か 5 施 行 す る

学 校 職 員 \mathcal{O} 単 身 赴 任 手 当 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布 す る。

兀 年 月

令 和

日

東 京 都 教 育 委 員 会

東 京 都 教 育 委 員 会 規 則 第

号

学 校 職 員 \mathcal{O} 単 身 赴 任 手 当 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則

学 校 職 員 \mathcal{O} 単 身 赴 任 手 当 に 関 す る 規 則 平 成 年 東 京 都 教 育 委 員 会 規 則 第 六 号 \mathcal{O}

部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

五 係 を \Diamond に 号 \mathcal{O} 加 1 第 え ナ 中 相 同 \neg 手 若 条 条 \neg 配 方 同 第 L シ 第 偶 が 条 < ツ 者 第 뭉 号 職 は プ 員 兀 及 配 関 中 号 \mathcal{O} 又 U 偶 係 下 は 中 第 者 \mathcal{O} 配 三 に 配 相 偶 \neg 뭉 を 手 者 偶 配 \neg 又 者 偶 中 方 が \neg _ 者 は 若 又 \neg パ L が 配 は 以 を < 職 偶 配 下 \neg 1 は 員 者 偶 配 ナ パ 又 _ 者 パ 偶 若 者 1 は \mathcal{O} シ 下 \vdash 配 L \vdash 又 ツ ナ 偶 に < ナ は プ 者 は 条 関 シ 又 パ シ 例 係 ツ を は ツ 第 パ + \mathcal{O} プ 1 プ _ 相 関 配 ナ 関 手 係 偶 1 係 条 方 \mathcal{O} 者 ナ シ \mathcal{O} 第 相 又] ツ 相 手 シ プ を は 手 項 パ 加 方 関 ツ 方 第 え プ 係 る に 関 \mathcal{O} と 号 1 改 ナ 係 相 1 に \Diamond \mathcal{O} 手 う 規 シ 方 定 相 手 す 同 ツ プ 方 に 条 が る 関 改 パ 第

え 同 項 第 第 兀 同 項 条 号 第 第 及 号 び 項 同 中 第 条 第 配 号 偶 中 項 者 第 配 三 \mathcal{O} 偶 号 下 者 中 12 \mathcal{O} _ _ 若 配 下 し 偶 に < 者 は 又 パ は \mathcal{O}] 下 パ 12 1 ナ 1 又 ナ は シ パ ツ シ] プ ツ 1 関 プ ナ 係 関 \mathcal{O} 係 シ 相 \mathcal{O} ツ 手 相 プ 方 手 _ 関 方 係 を 加 を \mathcal{O} 相 え 加

]

_

第 五 条 第 号 及 てバ 第 뭉 中 配 偶 者 \mathcal{O} 下 に \neg 又 は パ] 1 ナ シ ツ プ 関 係 \mathcal{O} 相 手

方

手

方

を

加

え

る

47

等 手 ず を \mathcal{O} を Ł _ 方 相 加 れ に ŧ え に 手 \mathcal{O} う 改 方 を \otimes \mathcal{O} ち に 同 加 _ 1 配 え 改 条 ず 偶 \Diamond 第 同 に 三 条 改 者 れ 第 等 号 ŧ \Diamond 同 配 _ 六 中 条 偶 号 に 同 を 第 者 \neg 中 条 兀 配 \mathcal{O} 第 配 号 偶 _ \neg \neg Ŧī. 者 偶 中 配 配 を 号 偶 偶 者 \mathcal{O} _ 者 者 中 又 1 配 等 等 は た を 偶 _ 配 パ 配 者 を を 偶 偶 配 及 者 者 偶 \vdash \neg び _ 配 配 \mathcal{O} ナ 者 パ 偶 偶] 及 \mathcal{O} 者 者 シ を 下 び \vdash 又 に パ 又 ツ \neg は は プ 配 パ パ 偶 関 又 1 シ 者 係 は ナ ツ パ 及 1 1 \mathcal{O} プ ナ ナ 75 相] シ 関 パ 手 1 ツ 係 シ シ 方 ナ プ] \mathcal{O} ツ ツ 1 等 関 相 プ プ ナ シ 係 手 関 関 に ツ \mathcal{O} 方 シ 係 係 プ 相 \mathcal{O} 手 \mathcal{O} 関 \mathcal{O} ツ 相 相 プ う 11 係 方 手 ず 手 関 5 \mathcal{O} \mathcal{O} 方 方 係 れ 相 11

第 第 六 七 条 条 第 中 項 配 及 偶 び 者 第 + \mathcal{O} 下 に 条 第 又 項 は 中 パ \neg 1 配 ナ 偶 者 等 シ ツ プ を 関 \neg 配 係 偶 \mathcal{O} 者 相 又 手 方 は _ パ を 加 1 ナ え る 3/ ツ プ 関

別 表 第 中 配 偶 者 _ \mathcal{O} 下 12 \neg 又 は パ \vdash ナ] シ ツ プ 関 係 \mathcal{O} 相 手 方 _ を 加 え る

附則

係

 \mathcal{O}

相

手

方

等

に

改

 \Diamond

る

0

等

に

改

 \Diamond

る

۲ \mathcal{O} 規 則 は 令 和 兀 年 + 月 日 か 5 施 行 す る

住 居 手 当 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} _ 部 を 改 正 す る 規 則

住 居 手 当 に 関 す る 規 則 昭 和 兀 + 六 年 東 京 都 規 則 第 三 + 三 号 \smile \mathcal{O} 部 を 次 0) ょ う に 改

正する。

第 条 第 項 第 号 中 \neg 家 族 _ を 世 帯 \mathcal{O} 構 成 員 に 改 め 同 項 第 号 中 地 方 公 共

附 則 寸

体

_

を

他

 \mathcal{O}

地

方

公

共

寸

体

_

に

家

族

_

を

世

帯

 \mathcal{O}

構

成

員

等

_

に

改

 \Diamond

る。

ک \mathcal{O} 規 則 は 令 和 兀 年 + 月 _ 日 か 5 施 行 す る

学 校 職 員 0) 住 居 手 当 に 関 す る 規 則 0) 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布 す る。

兀 年 月

令 和

日

東 京 都 教 育 委 員 会

東 京 都 教 育 委

員 会 規 則 第

号

学 校 職 員 \mathcal{O} 住 居 手 当 12 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則

学 校 職 員 \mathcal{O} 住 居 手 当 に 関 す る 規 則 昭 和 兀 + 六 年 東 京 都 教 育 委 員 会 規 則 第 + 五. 号 \mathcal{O}

部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

第 _ 条 第 項 第 号 中 家 族 を 世 帯 \mathcal{O} 構 成 員 _ に 改 \Diamond 同 項 第 号 中 地 方 公 共

別 記 様 式 中 靈 \sim M 9 偨 挨 を ψ 9 庫 疟 9 構 成)IIII に 及 を 泄 \mathcal{Z}

附 則

F7

_

に

及

 ζ

 ψ

9

偨

挨

_

を

及

Ž

 ψ

9

庫

疟

0

構

成

鄉

_

に

改

め

る

寸

体

を

 \neg

他

 \mathcal{O}

地

方

公

共

寸

体

に

家

族

を

世

帯

 \mathcal{O}

構

成

員

等

に

改

 \Diamond

る

1 ۲ \mathcal{O} 規 則 は 令 和 兀 年 + 月 日 カ 5 施 行 す る

2 記 $\overset{\sim}{\smile}$ 様 式 \mathcal{O} に 規 ょ 則 る \mathcal{O} 用 施 紙 行 で \mathcal{O} 際 現 $\sum_{}$ に \mathcal{O} 残 存 規 す 則 る 12 t ょ る \mathcal{O} 改 は 正 所 前 要 \mathcal{O} 学 \mathcal{O} 校 修 正 職 を 員 加 \mathcal{O} え 住 居 な 手 お 当 使 に 用 関 す す る る ک 規 と 則 が 別

で き る

51

学 校 職 員 0) 特 殊 勤 務 手 当 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布

和四年月

令

刀 目

東京都教育委

員会

す

る。

●東京都教育委員会規則第

号

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

正

す

る

号

学 校 学 職 員 校 \mathcal{O} 職 特 員 殊 \mathcal{O} 勤 特 務 殊 手 勤 当 務 に 手 関 当 す に 関 る 条 す る 例 条 施 行 例 規 施 則 行 規 平 則 成 \mathcal{O} 九 年 部 東 を 京 改 都 正 教 す 育 る 委 規 員 則 会 規 則 第

十

等 は る _ 教 学 学 別 育 を 科 校 表 第 削 を 長 ŋ 設 が 12 置 別 改 6 に す 8 \mathcal{O} グ 定 る 項 ラ 都 \otimes 中 同 フ 立 る 表 \neg 1 \mathcal{O} 都 都 10 立 \mathcal{O} 立 ツ 高 等 部 ク \mathcal{O} \mathcal{O} T 学 工 (1)工 業 業 校 \mathcal{O} ツ \mathcal{O} 高 項 高 科 等 中 等 学 学 に \neg 改 校 都 校 \mathcal{O} 下 立 \otimes \mathcal{O} に 総 \mathcal{O} を 合 工 \neg $\overline{}$ 応 技 業 工 才 用 術 高 業] 化 科 等 に 学 学 1 に 関 干 科 限 校 す ビ る \mathcal{O} る ル 力 工 学 業 工 ラ 科 学 化 を 科 IJ _ 学 設 科 ン を 置 す キ グ ア 工 総 る ヤ IJ 業 合 都 ア ツ に 技 立 関 技 科 術 \mathcal{O} す 術 又 科 高

附 則 を

加

え

る

科

理

工

環

境

科

総

合

技

術

科

環

境

化

学

科

科

学

技

術

科

そ

 \mathcal{O}

他

教

育

長

が

別

に

定

8

る

学

科

_ \mathcal{O} 規 則 は 令 和 五. 年 兀 月 日 カ 5 施 行 す る

規則等改正新旧対照表

~ 目 次 ~

- 1 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則(3頁)
- 2 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(4頁)
- 3 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(5頁)
- 4 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(17頁)
- 5 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(26頁)
- 6 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (27頁)
- 7 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (28頁)
- 8 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則(29頁)
- 9 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正(30頁)
- 10 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則(31頁)
- 11 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正 (33頁)
- 12 職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則(36頁)
- 13 学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則(37頁)
- 14 東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則 (38頁)
- 15 東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の一部改正(39頁)
- 16 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(40頁)
- 17 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(44頁)

- 18 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(46頁)
- 19 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(53頁)
- 20 住居手当に関する規則の一部を改正する規則(59頁)
- 21 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則(60頁)
- 22 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(61頁)

別表 (現行のとおり)第十五条から第二十条まで (現行のとおり)三 (現行のとおり) のとする者	ものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常等でその利用が第十二条に規定する基準を満たすと認められる	要することとなり、転居後の住居からの通勤のため新幹線鉄道ち、転居前の住居からの通勤時間の二分の三以上の通勤時間を	転居に伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員のう定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等の住居への	則(平成二年東京都教育委員会規則第六号)第五条第四号に規十九号)第五条第四号及び学校職員の単身赴任手当に関する規	二 職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年東京都規則第二一 (現行のとおり)	第十四条 (現行のとおり)	(均衡職員の範囲)	第一条から第十三条まで (現行のとおり)	改正案	職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年東京都人事委員会規則第二号)
別表(略)	る者	利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とすの利用が第十二条に規定する基準を満たすと認められるものを	こととなり、転居後の住居からの通勤のため新幹線鉄道等でそ居前の住居からの通勤時間の二分の三以上の通勤時間を要する	伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員のうち、転後の最初の三月三十一日までの間にある子)の住居への転居に	二 配偶者(配偶者のない職員にあつては、十八歳に達する日以一 (略)	第十四条 (略)	(均衡職員の範囲)	第一条から第十三条まで (略)	現行	号) 新旧対照表(抄)

職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成四年東京都規則第三十五号)	五号) 新旧対照表(抄)
改正案	現行
第一条から第三条の二まで(現行のとおり)	第一条から第三条の二まで(略)
(条例第二条の三第三号ハの特に必要と認められる場合)	(条例第二条の三第三号ハの特に必要と認められる場合)
第三条の三 (現行のとおり)	第三条の三 (略)
一 (現行のとおり)	一(略)
二 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者又	二 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者で
はパートナーシップ関係の相手方であって当該子の一歳到達日	あって当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子
後の期間について常態として当該子を養育する予定であった者	を養育する予定であった者が次に掲げる場合のいずれかに該当
が次に掲げる場合のいずれかに該当した場合	した場合
イからニまで (現行のとおり)	イからニまで(略)
三 (現行のとおり)	三(略)
第三条の四から第十一条まで (現行のとおり)	第三条の四から第十一条まで (略)
別記第一号様式から第五号様式まで (現行のとおり)	別記第一号様式から第五号様式まで(略)

職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する条例施行規則 (平成七年東京都規則第五十五号)

改

正

案

一条から第七条まで (現行のとおり)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限

第七条の二 条例第十条の二第一項の東京都規則で定める者は、当 夜」という。)において常態として請求に係る子を養育できるも 子の親であって、午後十時から翌日の午前五時までの間(以下「深 のとして、次のいずれにも該当するものとする。 該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方である当該

から四まで (現行のとおり)

2から4まで (現行のとおり)

5 (現行のとおり)

から三まで (現行のとおり)

兀 トナーシップ関係の相手方である当該子の親がいることとな 深夜において、第一項に規定する当該職員の配偶者又はパー

った場合

6から8まで (現行のとおり)

9 場合において、第二項中「条例第十条の二第一項」とあるのは「条 例第十条の二第二項において準用する同条第一項」と、第五項中 介護する職員の深夜における勤務の制限について準用する。この を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下同じ。)を 第十条の二第二項に規定する要介護者(二週間以上にわたり介護 「次の各号」とあるのは「第一号から第三号まで」と、同項第 「項から前項までの規定(第五項第四号を除く。)は、条例

> 一条から第七条まで 略

現

行

第 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制

第七条の二 条例第十条の二第一項の東京都規則で定める者は、 ものとする。 請求に係る子を養育できるものとして、次のいずれにも該当する 午前五時までの間(以下「深夜」という。)において常態として 該職員の配偶者である当該子の親であって、午後十時から翌日の

から四まで 略)

2から4まで

5 (略

から三まで 略

兀 該子の親がいることとなった場合 深夜において、第一項に規定する当該職員の配偶者である当

6から8まで (略)

9 場合において、第二項中「条例第十条の二第一項」とあるのは「条 を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下同じ。)を 例第十条の二第二項において準用する同条第一項」と、 介護する職員の深夜における勤務の制限について準用する。この 第十条の二第二項に規定する要介護者(二週間以上にわたり介護 「次の各号」とあるのは「第一号から第三号まで」と、同項第一 第二項から前項までの規定(第五項第四号を除く。)は、 第五項中

前項」と読み替えるものとする。 第三号まで」と、前項中「第四項」とあるのは「次項において準 項各号」とあるのは「第九項において準用する第五項第一号から 項において準用する前項第一号から第三号まで」と、第七項中「前 手方又は二親等内の親族でなくなった」と、 養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求を 号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁 用する第四項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する 二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、 の世帯に属さない」と、第六項中「前項各号」とあるのは「第九 同居しない」とあるのは「要介護者 トナーシップ関係の相手方及び二親等内の親族を除く。)と同 した職員との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相 した職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求を (当該職員の配偶者又はパー 同項第三号中「子と 「第五

(育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除)

第七条の二の二 (現行のとおり)

2から8まで

(現行のとおり

9 前各項の規定(第五項第一号及び第二号を除く。)は、条例第9 前各項の規定(第五項第一号及び第二号を除く。)は、条例第9 前各項の規定(第五項第一号及び第二号を除く。)は、条例第分の元の二第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過

のは とあるのは「次項において準用する第四項」と、 準用する第五項第一号から第三号まで」と、第八項中 用する前二項」と、 号まで」と、第七項中「前二項」とあるのは の親族を除く。)と同一の世帯に属さない」と、 養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求を 号中「子」とあるのは 各号」とあるのは「第九項において準用する前項第一号から第三 しない」とあるのは「要介護者 した職員との親族関係が消滅した」と、同項第三号中「子と同居 した職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求を 「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。 「第五項各号」とあるのは「第九項において 「要介護者」と、 (当該職員の配偶者及び二親等内 同項第二号中「子が離縁 「第九項において進 第六項中「前項 「前項」とある

(育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除)

第七条の二の二(略)

2から8まで (略)

9

でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との門第一条の二の二第一項において準用する同条第一項」と、第四項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取るのは「要介護者」と、同項第一号中「子」とあるのは「条例第十条の二の二第二段」とあるのは「条例第十条の二の二第二日中「条動務の免除について準用する。この場合において、第一項中「条動務の免除について準用する。この場合において、第一項中「条動務の免除について準用する。この場合において、第一項中「条動務の免除について準用する。この場合において、第一項中「条動務の免除について準用する。この場合において、第一項中「条動務の免除について準用する。この場合において、第一項中「条動務の免除について、第一項中「条動務の免除について、第一項中「条動務の免除について、第一項中では、第一項を表する。

等内の親族でなくなった」と、同項第三号中「子と同居しない 用する前項」と、前項中「、第一項」とあるのは する第四項」と、第七項中「第三項」とあるのは「第九項におい 用する前二項」と、「第四項」とあるのは「第九項において準用 ない」と、 関係の相手方及び二親等内の親族を除く。)と同一の世帯に属さ 関係が配偶者若しくは る前項」と、第六項中「前二項」とあるのは「第九項において進 とあるのは「要介護者(当該職員の配偶者又はパートナーシップ て準用する第一項」と読み替えるものとする。 て準用する第三項」と、 第五項中「次の」とあるのは「第九項において準用す 「前項」とあるのは「第九項において準 トナーシップ関係の相手方又は「 次項におい 親

(育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限

第七条の三 (現行のとおり)

2から8まで (現行のとおり)

9

のは あるのは 係が配偶者若しくはパ 中「条例第十条の三第一項」とあるのは「条例第十条の三第二項 なくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との関 しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子で において準用する同条第一項」と、第五項第一号中「子」とある 十条の三第1 の親族でなくなった」 制限について準用する。この場合において、第一項及び第二項 前各項の規定(第六項第一号及び第二号を除く。)は、 「要介護者」と、 「要介護者 一項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務 (当該職員の配偶者又はパートナーシップ関 同項第二号中 ートナーシップ関係の相手方又は二親等 と、 同項第三号中「子と同居しない」と 「子が離縁、 養子縁組の取消 条例第

> とする。 るのは るのは のは く。)と同一の世帯に属さない」と、第五項中「次の」とあるの 親族関係が消滅した」と、 とあるのは るのは「第九項において準用する前項」と、第八項中「、第一項 とあるのは「第九項において準用する第三項」と、「前項」とあ 「第九項において準用する前項」と、第六項中「前二項」とあ 「第九項において準用する第四項」と、第七項中 「第九項において準用する前二項」と、 「要介護者(当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除 乛 次項において準用する第一項」と読み替えるもの 同項第三号中「子と同居しない」とあ 「第四項」とある

育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限

第七条の三 (略)

2から8まで

(略)

9 と同 のは のは「要介護者」と、同項第二号中 において準用する同条第一項」と、第五項第一号中「子」とある 中「条例第十条の三第一項」とあるのは「条例第十条の三第二項 の制限について準用する。この場合において、第一項及び第二項 族関係が消滅した」と、同項第三号中「子と同居しない」とある なくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親 しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子で 十条の三第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務 前各項の規定(第六項第一号及び第二号を除く。)は、 「要介護者(当該職員の配偶者及び二 の世帯に属さない」と、 第六項中 「子が離縁、 「次の」とあるのは 一親等内の親族を除く。) 養子縁組の取消

項」と読み替えるものとする。 「前項」とあるのは「次項において準用する前でる第四項」と、前項中「第四項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、前項中「第四項」とあるのは「第九項において準用する第五項」と、第七項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する第五項」と、第六項中「次の」とあるのは「第九項において準用する係の相手方及び二親等内の親族を除く。)と同一の世帯に属さな係の相手方及び二親等内の親族を除く。)と同一の世帯に属さな

第七条の四から第二十条まで(現行のとおり)

(育児時間)

第二十一条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

する場合には、承認しないものとする。はパートナーシップ関係の相手方が次の各号のいずれかに該当3 男性職員の育児時間は、その生児を育てる当該職員の配偶者又

一から四まで(現行のとおり)

びその配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が育児時間を5 第二項及び前項に定めるもののほか、同一の日において職員及

差し引いた時間を限度とする。

項において準用する前項」と読み替えるものとする。は「次項において準用する第四項」と、「前項」とあるのは「次九項において準用する第五項」と、第八項中「第四項」とあるのは「第九項において準用する前項」と、第七項中「前二項」とあるのは

第七条の四から第二十条まで(略)

(育児時間)

第二十一条 (略)

2 (略)

に該当する場合には、承認しないものとする。
3 男性職員の育児時間は、その生児の母親が次の各号のいずれか

から四まで(略)

4 第二項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶4 第二項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶る。

びその配偶者が育児時間を利用するときのその利用方法は、任命5 第二項及び前項に定めるもののほか、同一の日において職員及┃

利用するときのその利用方法は、任命権者が定める。

6 (現行のとおり

(出産支援休暇)

ための休暇とする。
ップ関係の相手方の出産に当たり、子の養育その他家事等を行う第二十二条 出産支援休暇は、職員がその配偶者又はパートナーシー

2 (現行のとおり)

ップ関係の相手方の母子手帳等を示さなければならない。3 出産支援休暇を請求するときは、その配偶者又はパートナーシ

(育児参加休暇)

の休暇とする。
「シップ関係の相手方の産前産後の期間に、育児に参加するため第二十二条の二(育児参加休暇は、職員がその配偶者又はパートナ)は

2 育児参加休暇は、職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産の日の翌日から当該出産の日以後一年を経過するっては、十六週間)前の日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間内において承認する。ただし、職員に当該職員又はそっては、十六週間)前の日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間内において承認する。ただし、職員に当該職員又はそうでは、十六週間)前の日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間内において承認する。

3 (現行のとおり)

し、第二項ただし書に規定する場合は、当該母子手帳等及び職員ップ関係の相手方の母子手帳等を示さなければならない。ただ4 育児参加休暇を請求するときは、その配偶者又はパートナーシ

権者が定める。

6 (略)

出産支援休暇

り、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。第二十二条(出産支援休暇は、男性職員がその配偶者の出産に当た

2 (略)

さなければならない。 3 出産支援休暇を請求するときは、その配偶者の母子手帳等を示

(育児参加休暇)

後の期間に、育児に参加するための休暇とする。 第二十二条の二 育児参加休暇は、男性職員がその配偶者の産前産

3 (略)

当該母子手帳等及び職員又はその配偶者が子と同居しているこさなければならない。ただし、第二項ただし書に規定する場合は、4 育児参加休暇を請求するときは、その配偶者の母子手帳等を示

ハ。 同居していることを確認できる証明書等を示さなければならな又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が子と

(子どもの看護休暇)

第二十二条の三 子どもの看護休暇は、十二歳に達する日又は小学第二十二条の三 子どもの看護休暇は、十二歳に達する日又は小学第二十二条の三 子どもの看護休暇は、十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする方法でし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする方法でし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする方法ででであると認められる場合の休暇とする。)を養育する出員が、その子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、その子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、その子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、その子(次項において「養育する子」という。)のため又は手防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことは予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことは予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことは予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことに対している。

2 (現行のとおり)

第二十三条 (現行のとおり)

(慶弔休暇

「パートナーシップ関係となる場合」という。)、職員の関係者別の人工では、一下ナーシップ関係にある者と、同居同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関するあると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関するし、かつ、生計を一にすることとなる場合(以下この条において、シク憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成第二十四条 慶弔休暇は、職員が結婚する場合又は東京都オリンピ第二十四条 慶弔休暇は、職員が結婚する場合又は東京都オリンピ

とを確認できる証明書等を示さなければならない。

(子どもの看護休暇)

第二十二条の三 子どもの看護休暇は、十二歳に達する日又は小学第二十二条の三 子どもの看護体暇は、十二歳に達する日又は小学部の課をでするため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。 子どもの看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世子」という。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世子」という。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世子」という。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世子」という。)のため又は予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 (略)

第二十三条 (略)

(慶弔休暇)

暇とする。 した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休第二十四条 慶弔休暇は、職員が結婚する場合、職員の親族が死亡

父母	係の相手方 配偶者又はパートナーシップ関 -	関係者	別表第三(第二十四条関係)	別表第一から別表第二の二まで	第二十五条から第二十九条まで	4及び5 (現行のとおり)	内の日とする。	場合に該当することとなった日後六月を経過する日までの期間	- 週間前の日から当該結婚の日 又はパートナーシップ関係となる	ートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日の一	した日又は結婚した日のうち職	法(昭和二十二年法律第二百二-	3 前項第一号に掲げる場合の慶	三 (現行のとおり)		引き続く別表第三に掲げる日数	二 職員の関係者が死亡した場合	引き続く七日	一職員が結婚する場合又はパ	2 (現行のとおり)	他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。(別表第三に掲げる者に限る。以下同じ。)が死亡した場合
七日	十日	日数		(現行のとおり)	(現行のとおり)			後六月を経過する日までの期間	はパートナーシップ関係となる	に該当することとなった日の一	した日又は結婚した日のうち職員が選択した日をいう。)又はパ	法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する婚姻の届出を	前項第一号に掲げる場合の慶弔休暇の始期は、結婚の日(戸籍			数	合 任命権者が承認した日から		職員が結婚する場合又はパートナーシップ関係となる場合		2の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。(別表第三に掲げる者に限る。以下同じ。) が死亡した場合その
父母	配偶者	親族	別表第三(第二十四条関係)	別表第一から別表第二の二まで	第二十五条から第二十九条まで	4及び5 (略)			日とする。	間前の日から当該結婚の日後な	した日又は結婚した日のうち職	法(昭和二十二年法律第二百二	3 前項第一号に掲げる場合の應	三 (略)	数	合 任命権者が承認した日か	二 職員の親族 (別表第三に掲		一 職員が結婚する場合 引き	2 (略)	
七日	十日	日数		(略)	(略)					:婚の日後六月を経過する日までの期間内の	日のうち職員が選択した日をいう。)の一週	律第二百二十四号)に規定する婚姻の届出を	る場合の慶弔休暇の始期は、結婚の日(戸籍			任命権者が承認した日から引き続く別表第三に掲げる日	表第三に掲げる親族に限る。)が死亡した場		引き続く七日		

トナーシップ関係の相手方又はり、兄弟姉妹の配偶者若しくはパー関係の相手方の祖父母		若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母 「その配偶者若しくはパートナー」を紹介を表する。	方 方 ス は れ れ 間 間 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	おじ又はおば	 	祖父母
場合は、三日) 一日(職員と生計を一にしていた	場合は、三日)	場合は、七日)	場合は、七日)三日(職員と生計を一にしていた一日	日) 祭具等の承継を受ける場合は、七一日(職員が代襲相続し、かつ、	三日日	日) ・ 会具等の承継を受ける場合は、七三日(職員が代襲相続し、かつ、
兄弟姉妹 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の	父母祖父母の配偶者又は配偶者の祖	子の配偶者又は配偶者の子	父母の配偶者又は配偶者の父母おい又はめい	おじ又はおば	兄弟姉妹 孫	祖父母
場合は、三日)	場合は、三日)	場合は、七日)	場合は、七日)三日(職員と生計を一にしていた一日	日) 日(職員が代襲相続し、かつ、	三日	日) 日の承継を受ける場合は、七三日(職員が代襲相続し、かつ、

(現行のとおり)	第一号様式(第四条関係)及び第二号様式(第七条、第八条関係)	トナーシップ関係の相手方 一 一日	プ関係の相手方の兄弟姉妹配偶者若しくはパートナーシッ
(略)	第一号様式(第四条関係)及び第二号様式(第七条、第八条関係)	おじ又はおばの配偶者 一一日	
	3条、第八条関係)		

第二号様式の二(第七条の二、第七条の二の二、第七条の三関係)

F-F
Ή
ォ
第一
_
一号様式の一
ᅮ
7
ندر
君
個者
ᆉ
┸╵
~
(I
ν,
_
_
(第七条の二
14
σ
ŕ
+
_
N
垐
小
á
(/
٧,
_
_
F
第七条の二の二
21.
- 1
+
A
4
∕ ↑
T
(/
٠,
_
_
T
v.
• -
_
_
第七条の三
7
~!·
\perp
-1
_
1次
1
-1.
T
v.
• -
伊用
Ι¥
10
二関权

当該請求に係る子が満6歳に達す	4	場次する場合	の制限を誤るのものである。	ごついて 子を養育するために深夜勤務の制限を請求す. 日以際の暑初の3日31日以前の日を無限終了日	4だらい人 ・ 子を兼育するために深夜勤務の趣原を請求する場合には、 ・ 子を兼育するために深夜勤務の趣原を請求する場合には、 ・ 「ここ聚ら同社のののでは、
٥)み記入するこ	求の場合の	るための請	要介護者を介護するための請求の場合のみ記入する	<i>*</i> •
子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入すること。 8いて散業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えること	Rを請求する場おける就業日	(動務の制限 は、深夜に	5ために深めている」と	、 1の欄は、子を養育する 「深夜において就業して	(1) この横は、 (2) 「深夜にさ
ーと。 「養子縁組の効力が生じた日」欄にその日を記入すること。	が生じた日」#	縁組の効力	合は、「養子	語求に係る子が養子の場合は、	(2) 請求に係る (2) 請求に係る (2) にと
いて 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、出産予年日の口に「日かお1イメトト	子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定 お14×××	ための請求 場合には、	を養育するしていないさん	て 「生年月日」欄は、子? 5子が請求の際に出生し 5年日のロビトのをおり	10 日当生産 制線収子を数 1 日本月 (1)
(月)	月 日から 口1年に満たない期間(月 口1年に	口1年	超過勤務 の免除・制 限	4 請求に係る期間
□毎日 □その他()	日から 日まで	月月	年	深夜勤務 の制限	
					3 要介護者の状態 及び具体的な介護の 内容
深夜において放業している。 負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。 者により養育が困難である。 妊娠出産体験中である職員以外の場合で、当該体 既に相当する体戦期間中である、又は8週間(多胎 妊娠の場合は16週間)以内に出産する予定である、 若しくは産後8週間を経過していない。	□深夜において就業している。 □負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の同当傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の同当により養育が困難である。 □妊娠出避休暇中でもる職員以外の場合で、当該6 暇に相当する休暇期間中である、又は8週間(多)。 妊娠の場合は16週間)以内に出産する予定である。 若じくは産後8週間を経過していない。	て就業して 、 老齢又は 育が困難で 育が困難で 場中である る休暇期間 は16週間)じ 後8週間を終	□深夜において就業している。 □角傷、疾病、老齢又は身体 □角傷、疾病、老齢又は身体 □者により養育が困難である。 回妊娠出遊休暇中である職員 職に相当する休暇期間中で 妊娠の場合は16週間)以内に 若しくは産後8週間を経過し		 職員の配偶者<u>又</u> はパートナーシップ プ関係の相手力で 当該子の親である者 の有無及び状況
	В	年 月		養子縁組の効 力が生じた日	
生(口出産予定日)	ш	年 月		生年月日	要介護者
				続 柄 等	1 請求に係る子又は
				氏 名	ı
of O	を請求します。	□深夜勤務の制限 □超過勤務の免除 □超過勤務の制限	□深夜襲 □超過襲 □超過襲	のため	次のとおり □養育
	新 <u>所</u> 属	請求者		殿	
年月日	E NO SHINGISH POTOTOSTORY NATALITY NATALITY NATALITY NATALITY NA	OCINY CEN	700	Control Property	(承認権者)

第二号様式の二(第七条の二、第七条の二の二、第七条の三関係)

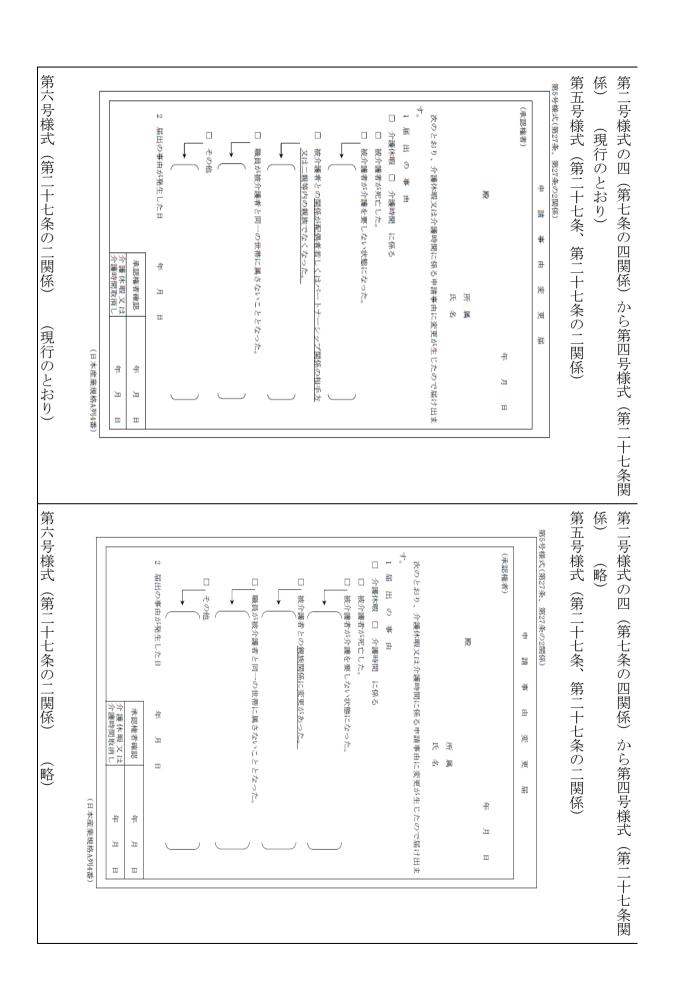
(末認権者) 宗夜勤務削限・超適勤務免除・ 原数	17 - ペーパー イン・ボール (17) 17 - イン・ボーン・ボーン・ボーン・ボーン・ボーン・ボーン・ボーン・ボーン・ボーン・ボー	ために深夜勤務 万3月31日以前の	**に ファ 、 子を養育する る日以降の最初。
(未認権的)	(1	介護者を介護す	7
(承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認職務制限・超過勤務免除・超過勤務制限請求書年 月			かいう。
(承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認職者) (承認職者) (承認職者) (承認職者) (承認職者) (東京職務の制限	ために深夜勤務の制限を請求する場合において記入すること。「いる」とは、		47.0mm (1) この構造 (2) 「深格に
(承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認) (承認) (承認) (承認) (承認) (承認) (承認) (承認	い。。。。。 合は、「養子縁組の効力が生じた日」欄にその日を記入すること。	る子が養子の場合	(2) 請求に係
(承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認権者) (本語権者) (本語本) (本語本)	を兼育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に ていない場合には、「生年月日」標に出産予定日を記入し、出 はキストレ	田」をは、子名がの際に田角し	(注) (注) (注) (注) (注) (1) 「生年月 標次子を設
(承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認職務制限・超過勤務免除・超過勤務制限請求書 年 月 慶	年 月 日から 口1年に満たない期間(超過勤務の免除・制限	4 開米で茶の老回
(承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認権者) (東京	月 日から 口毎日 月 日まで 口その他(深 夜 勤 務 の制限	
(承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認職者) (承認職者) (承認職者) (本認職者) (本認職者) (本認職者) (本認職者) (本認職者) (本認職者) (本認職者) (本認職者) (本語歌系の制限 (本語歌系の制限 (本語歌系の制限 (本語歌人の会験 (本語歌人の主主・ (本語歌人の表験 (本語歌人の表別 (本語歌人の表) (本語歌人の表別 (本語歌人			3 要介護者の状態 及び具体的な介護の 内容
(承認権者) (承認権者) 股 股 (本認権者) 股 (本認権者) 日本 (本記事者) 日本 日本 日本	こおいて就業している。 を輸入は身体上若しくは精神上の障 疾病、を輸入は身体上若しくは精神上の障 疾病、が関連である。 ・り養育が困難である。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2 職員の配偶者で 当該子の親である者 の有無及び状況
(承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認権者) ((承認権者) ((承認権者) ((承認権者) ((承認権者) ((承認権者) ((承認権) ((本) ((本) ((本) ((本) ((本) ((本) ((本) ((Я	養子縁組の効 力が生じた日	
(承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認権者) (承認権者) (東	月 日生(口出産予定日	年月	要介護者
深夜勤務制限・超過勤務免除・超過勤務用限請求書 年 月 慶 請求者 所 属		菰	1 請求に係る子又は
保夜勤務制限・超過勤務免除・超過勤務制限請求書 年 月 慶 請求者 <u>所 属</u>			
深夜劇務期限·超過勤務免除·超過勤務期限請求書 年 月 殿 請求者 <u>所</u> <u>職</u>			
(株女)動務制限・超過勤務名除・超過勤務制尿請求事 年 月 野			
深夜勤務制限‧超過勤務免除‧超過勤務制限請求書 年 月		瀴	
	超過勤務制限請求書 年 月	深夜勤務制限	(承認権者)

第二号様式の三(第七条の二、第七条の二の二、第七条の三関係)

	(日本産業規格A列4番)
(注) 1について (1)中「議員 育できるもの! 場合において	(注) 1について (1)中「職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方で子の親であるものが 深夜において常態として当該子を奏者できるものに該当することとなった。」は、 深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ口にレ 印を記入すること。
 届出の事実が発 	2 届出の事実が発生した日 年 月 日
(2) 介護の状況 □ 要介護者 □ 要介護者 □ 関介護者 □ 関介護者 (消滅の) □ 職員が3	(2) 介護の状況の変更 □ 要介護者が死亡した。 □ 要介護者が死亡した。 □ 要介護者と職員との関係が配偶者者しくはパートナーシップ関係の相手方又 □ 工規等内の規族でなくなった。 (理由: (理由: 職員が要介護者と同一の世帯に属さないこととなった。)
1 届出の事由 (1) 兼省の状況 (1) 兼省の状況 (1) 東負の不が死亡 (1) 職員の子 (1) 職員の子 (1) 職員の配 きるものに きるものに その他(1 届出の事由 (1) 養育の状況の変更 □ 子が死亡した。 □ 職員の子でなくなった。 (○ 離線 □ 養子禄組の取消し) □ 同居しなくなった。 □ 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できるものに該当することとなった。 □ その他(
次のとおり について変更が生	開来者 所 馬 <u>氏 名</u>
(承認権者)	(承認権者) 年 月 日
	育児又は介護の状況変更届
第2号様式の3(第7条の	第65 展式 2.3 (第1 米 2.4 、 第1 米 2.5 m 天 2.5 m X

| 第二号様式の三(第七条の二、第七条の二の二、第七条の三関係)

(注) 1について (1)中「職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常飯として当該子を養育できるものに該当することとなった。」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ口にレ印を記入すること。	(2) 介護の状況の変更 □ 要介護者が死亡した。 □ 要介護者と職員との <u>親族関係が消滅した。</u> (<u>消滅の</u> 理由: □ 職員が要介護者と同一の世帯に属さないこととなった。) 2 届出の事実が発生した日 年 月 日	1 届出の事由 (1) 養育の状況の変更	請求者 <u>所 属 氏 名 氏 名 </u>	(承認権者) 年 月 日	育児又は介護の状況変更届
---	--	----------------------	---	--------------	--------------



学校職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する条例施行規則 (平成七年東京都教育委員会規則第五号) 新旧対照表 抄)

改正案

第一条から第七条まで (現行のとおり)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

ものとして、次のいずれにも該当するものとする。「深夜」という。)において常態として請求に係る子を養育できる相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。」である相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。」である第七条の二条例第十一条の二第一項の教育委員会規則で定める者

一から四まで(現行のとおり)

2から4まで (現行のとおり)

5 (現行のとおり)

一から三まで(現行のとおり)

ナーシップ関係の相手方である当該子の親がいることとなった四 深夜において、第一項に規定する当該職員の配偶者又はパート

9 第二項から前項までの規定(第五項第四号を除く。)は、条例第9 第二項から前項までの規定(第五項第四号を除く。)は、条例第6から8まで (現行のとおり)

第一条から第七条まで(略)

現

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の

制

日の午前五時までの間(以下「深夜」という。) において常態としは、当該職員の配偶者である当該子の親であって、午後十時から翌第七条の二 条例第十一条の二第一項の教育委員会規則で定める者

ものとする。
て請求に係る子を養育できるものとして、次のいずれにも該当する日の午育丑時までの間(以下「終夜」という」に求いて常憩とし

一から四まで(略)

2から4まで (略)

5 (略)

一から三まで

(略)

子の親がいることとなった場合 深夜において、第一項に規定する当該職員の配偶者である当該

6から8まで (略)

9 第二項から前項までの規定(第五項第四号を除く。)は、条例第9 第二項から前項までの規定(第五項第四号を除く。)は、条例第9 第二項から前項までの規定(第五項第一号を除く。)は、条例第9 第二項から前項までの規定(第五項第一号を除く。)は、条例第9 第二項から前項までの規定(第五項第一号を除く。)は、条例第

るのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。 「親族でなくなった」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「変介護者(当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相のは「要介護者(当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族を除く。)と同一の世帯に属さない」と、手方及び二親等内の親族を除く。)と同一の世帯に属さない」と、手方及び二親等内の親族を除く。)と同一の世帯に属さない」と、の親族でなくなった」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除)

第七条の二の二 (現行のとおり)

2から8まで

(現行のとおり)

項」とあるのは 二親等内の親族を除く。)と同 偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族 なった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との関係が配 \mathcal{O} は「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、 十一条の二の二第一項」とあるのは「条例第十一条の二の二第二項 介護者(当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び でなくなった」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは 一条の二の二第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤 「第三項」とあるのは 前 「次の」とあるのは「第九項において準用する前項」と、 ?の免除について準用する。この場合において、第一項中「条例第 「項」とあるのは「第九項において準用する第四項」と、 他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなく おいて準用する同条第一項」と、第四項第一号中「子」とあるの 前各項の規定 「項」とあるのは「第九項において準用する前 「第九項において準用する前項」と、 (第五項第一号及び第二号を除く。) は、 「第九項において準用する第三項」と、 一の世帯に属さない」と、 養子縁組の取消しそ 前項中 一項」と、「第 第五項中 第六項中 第七項中 条例第十 「前 要 第

と読み替えるものとする。と読み替えるものとする。と読み替えるものとする。と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「海九項において準用する前項」とあるのは「第九項において準用する前三項」とあるのは「第九項において準用する前三項」と、第七項中「前九項において準用する前項第一号から第三号まで」と、第七項中「前九項において準用する前項第一号から第三号まで」と、第七項中「前の世帯に属さない」と、第六項中「前項各号」とあるのは「第一の世帯に属さない」と、第六項中「前項各号」とあるのは「第段所が消滅した」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのと読み替えるものとする。

育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除

第七条の二の二(略)

2から8まで (略)

9 介護者 用する前項」と、 いて準用する第三項」と、 準用する第四項」と、 いて準用する前一 て準用する前項」と、 世帯に属さない」と、 が消滅した」と、 なった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係 \mathcal{O} は「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、 において準用する同条第一項」と、第四項第一号中「子」とあるの 十一条の二の二第一項」とあるのは「条例第十一条の二の二第二項 務の免除について準用する。この場合において、 て準用する第一項」と読み替えるものとする。 一条の二の二第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤 他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなく 前各項の規定(第五項第一号及び第二号を除く。)は、 (当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。) と同一の 一項」と、「第四項」とあるのは「第九項において 同項第三号中 第八項中「、 第六項中「前二項」とあるのは「第九項にお 第五項中 第七項中「第三項」とあるのは「第九項にお 「前項」とあるのは 第 「子と同居しない」とあるのは 「次の」とあるのは「第九項におい 一項」とあるのは 養子縁組の取消しそ 「第九項において進 第一項中「条例第 一、 次項にお 条例第十

(育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限)

第七条の三 (現行のとおり)

2から8まで (現行のとおり)

9 るのは あるのは とあるのは とあるのは の親族を除く。)と同一の世帯に属さない」と、第六項中「次の」 該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び二親等内 た」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者 (当 はパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなっ あるのは「要介護者と当該請求をした職員との関係が配偶者若しく れらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」と 介護者」と、同項第二号中「子が離縁、 いて準用する同条第一項」と、第五項第一号中「子」とあるのは「要 例第十一条の三第一項」とあるのは「条例第十一条の三第二項にお 一条の三第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の 「次項において準用する前項」 !限について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「条 前各項の規定 「第九項において準用する第五項」と、 「次項において準用する第四項」と、「前項」とあるのは 「第九項において準用する前二項」と、「第五項」とあ 「第九項において準用する前項」と、第七項中「前二項」 (第六項第一号及び第二号を除く。) は、条例第十 」と読み替えるものとする。 養子縁組の取消しその他こ 前項中「第四項」と 9

第七条の四から第二十一条まで (現行のとおり)

(育児時間)

第二十二条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

場合には、承認しないものとする。パートナーシップ関係の相手方が次の各号のいずれかに該当する3 男性職員の育児時間は、その生児を育てる当該職員の配偶者又は

(育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限)

第七条の三 (略)

2から8まで (略)

ない」と、 読み替えるものとする。 第四項」と、「前項」とあるのは 五項」と、 る前二項」と、「第五項」とあるのは「第九項において準用する第 前項」と、 該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。)と同一の世帯に属さ た] と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者 (当 あるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅し れらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」と 介護者」と、同項第二号中「子が離縁、 いて準用する同条第一項」と、第五項第一号中「子」とあるのは「要 例第十一条の三第一項」とあるのは「条例第十一条の三第二項にお 制限について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「条 一条の三第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の 前各項の規定(第六項第一号及び第二号を除く。)は、 第八項中「第四項」とあるのは「次項において準用する 第七項中「前二項」とあるのは「第九項において準用す 第六項中「次の」とあるのは「第九項において準用する 「次項において準用する前項」と 養子縁組の取消しその他こ 条例第十

第七条の四から第二十一条まで(略)

(育児時間)

第二十二条(略)

2 (略)

該当する場合には、承認しないものとする。
3 男性職員の育児時間は、その生児の母親が次の各号のいずれかに

から四まで

- 4 時間を限度とする。 パートナーシップ関係の相手方が利用する育児時間を差し引いた じ。) を利用するときは、一日について九十分から当該配偶者又は の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同 合にあっては、労働基準法第六十七条の規定による育児時間又は他 又はパートナーシップ関係の相手方が当該生児について育児時間 (当該配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が職員でない場 第二項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者
- 5 するときのその利用方法は、 その配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が育児時間を利用 第二項及び前項に定めるもののほか、同一の日において職員及び 教育委員会が定める。
- 6 (現行のとおり)

(出産支援休暇

第二十三条 の休暇とする。 プ関係の相手方の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うため 出産支援休暇は、職員がその配偶者又はパートナーシッ

- 2 (現行のとおり)
- 3 プ関係の相手方の母子手帳等を示さなければならない。 出産支援休暇を請求するときは、その配偶者又はパ シッ

(育児参加休暇

- 第二十三条の二 暇とする。 シップ関係の相手方の産前産後の期間に、育児に参加するための休 育児参加休暇は、職員がその配偶者又はパートナー
- 2 必要がある子がある場合には、 の期間内において承認する。 力の出産の日の翌日から当該出産の日以後一年を経過する日まで 育児参加休暇は、職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手 ートナーシップ関係の相手方と同居し、 ただし、 配偶者又はパートナー 職員に当該職員又はその配偶 かつ、 シップ関係の 養育の

から四まで

- 4 用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。 じ。)を利用するときは、一日について九十分から当該配偶者が利 他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同 場合にあっては、労働基準法第六十七条の規定による育児時間又は 下同じ。)が当該生児について育児時間(当該配偶者が職員でない (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 第二項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者
- 会が定める。 その配偶者が育児時間を利用するときのその利用方法は、教育委員 第二項及び前項に定めるもののほか、同一の日において職員及び

5

(略)

6

(出産支援休暇)

第二十三条 り、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。 出産支援休暇は、 男性職員がその配偶者の 出産 に当た

2 (略

3 なければならない。 出産支援休暇を請求するときは、その配偶者の母子手帳等を示さ

(育児参加休暇)

第二十三条の二 育児参加休暇は、男性職員がその配偶者の産前産後 の期間に、育児に参加するための休暇とする。

2 娠の場合にあっては、 要がある子がある場合には、 産の日以後 し、男性職員に当該職員又はその配偶者と同居し、 育児参加休暇は、男性職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出 一年を経過する日までの期間内において承認する。ただ 十六週間 配偶者の出産予定日の八週間(多胎妊 前の日から当該出産の日以後一年 かつ、養育の必

おいて承認する。間)前の日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間内に間)前の日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間内に相手方の出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあっては、十六週

- 3 (現行のとおり)
- ることを確認できる証明書等を示さなければならない。 配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が子と同居してい工項ただし書に規定する場合は、当該母子手帳等及び職員又はそのプ関係の相手方の母子手帳等を示さなければならない。ただし、第4 育児参加休暇を請求するときは、その配偶者又はパートナーシッ

(子どもの看護休暇)

認められる場合の休暇とする。

記められる場合の休暇とする。

2 (現行のとおり)

第二十四条 (現行のとおり)

(慶弔休暇)

証明を受けたパートナーシップ関係にある者と、同居し、かつ、生り、一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事による。 慶弔休暇は、職員が結婚する場合又は東京都オリンピッ

を経過する日までの期間内において承認する。

3 (略)

確認できる証明書等を示さなければならない。
該母子手帳等及び職員又はその配偶者が子と同居していることをなければならない。ただし、第二項ただし書に規定する場合は、当4 育児参加休暇を請求するときは、その配偶者の母子手帳等を示さ

(子どもの看護休暇)

一次では、大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の、
 一次では、大田の大田の、大田の、
 一、大田で、
 、大田で、
 、大田で、

- 2 (略)
- 第二十四条 (略)

(慶弔休暇)

ける。 た場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇と第二十五条 慶弔休暇は、職員が結婚する場合、職員の親族が死亡し

が相当と認められる場合の休暇とする。 る者に限る。 シップ関係となる場合」という。)、職員の関係者(別表第四に掲げ 計を一にすることとなる場合(以下この条において 以下同じ。)が死亡した場合その他の勤務しないこと ーパートナー

- 2 (現行のとおり)
- 引き続く七日 職員が結婚する場合又はパ シップ関係となる場合
- 引き続く別表第四に掲げる日数 職員の関係者が死亡した場合 教育委員会が承認した日から
- 三 (現行のとおり)

3 当することとなった日後六月を経過する日までの期間内の日とす 日又は結婚した日のうち職員が選択した日をいう。)又はパート の日から当該結婚の日又はパートナーシップ関係となる場合に該 ーシップ関係となる場合に該当することとなった日の一週間前 (昭和二十二年法律第二百二十四号) に規定する婚姻の届出をした 前項第一号に掲げる場合の慶弔休暇の始期は、 結婚の日 (戸籍法 3

4及び5 (現行のとおり)

第二十六条から第三十二条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

別表第四 (第二十五条関係)

関係者	日数
配偶者又はパートナー	十日
シップ関係の相手方	F
父母	七日
子	七日
祖父母	三日(職員が代襲相続し、かつ、祭
	具等の承継を受ける場合は、七日)
孫	

2

略

職員が結婚する場合 引き続く七日

教育委員会が承認した日から引き続く別表第四に掲げる日数 職員の親族 (別表第四に掲げる親族に限る。) が死亡した場合

(略)

日から当該結婚の日後六月を経過する日までの期間内の日とする。 日又は結婚した日のうち職員が選択した日をいう。)の一週間前の (昭和二十二年法律第二百二十四号) に規定する婚姻の届出をした 前項第一号に掲げる場合の慶弔休暇の始期は、 結婚の日 (戸籍法

4及び5 (略)

第二十六条から第三十二条まで

別表第一から別表第三まで (略

別表第四 (第二十五条関係)

孫二日大母七日七日七日三日(職員が代)東等の承継を受	親族	日数
	配偶者	十日日
	父母	七日
	子	一七旦
	祖父母	三日(職員が代襲相続し、
		具等の承継を受ける場合は、七日)
	孫	

(第七条の二、第七条の二の二、第七条の三関係)別記第二号様式まで(略)	別記第二号様式の二(第七条の二、第七条別記第一号様式から別記第二号様式まで		別記第二号様式の二(第七条の二、第七条別記第一号様式から別記第二号様式まで
日日	又はおばの配		の相手方はパートナーシップ関係おじ又はおばの配偶者又
合は、三日)	偶者の兄弟姉妹の配偶者又は配	合は、三日)	保の相手方の兄弟姉妹はパートナーシップ関くはパートナーシップ関係はパートナーシップ関係
合は、三日)	者の祖父母 祖父母の配偶者又は配偶	合は、三日)	
合は、七日) 三日(職員と生計を一にしていた場	子の配偶者又は配偶者の	合は、七日)	おります。 一下ナーシップ関係の相手が が一下ナーシップ関係の相手が が一下ナーシップ関係の相手が が一下サーシップ関係の相手が がったサーシップ関係の相手が がったサーシップ関係の相手が がったサーシップ関係の相手が がったサーシップ関係の相手が がったサーシップ関係の相手が がったサーシップ関係の相手が がったサーシップ関係の相手が がったサーシップ関係の相手が がったサーシップ関係の相手が がったサーシップ関係の相手が がったサーシップ関係の相手が がったサーシップ関係の相手が がったサーシップ関係が がったサーシップを がったサーシップを がったサーシャーが がったり
合は、七日) 三日(職員と生計を一にしていた場	の父母の配偶者又は配偶者	合は、七日)	の相手方の父母 パートナーシップ関係 はパートナーシップ関係の はパートナーシップ関係の
一日	おい又はめい	一日	おい又はめい
具等の承継を受ける場合は、一日(職員が代襲相続し、か	おじ又はおば	具等の承継を受ける場合は、七日)一日(職員が代襲相続し、かつ、祭	おじ又はおば
三 日	兄弟姉妹	1二日	兄弟姉妹

別記第二号様式の三(第七条の二、第七条の二の二、第七条の三関係)

第2号様式の2(第7条の2、	第7条の2の2、第	7条の3関係)				
	深夜勤務制限•	超過勤務免除	・超過勤	務制限請求書	Ŧ	
(承認権者)					年 月	H
	殿					
			請求者	所属		
			請水有	職氏名		
次のとおり 口養 口介	のため	□深夜勤務の □超過勤務の □超過勤務の	免除	を請求しまっ	t.	
•	氏 名					
1 請求に係る子又は	統 柄 等					
要介護者	生年月日	年	月	日生	(口出産予定日)	
	養子縁組の効 力が生じた日	年	月	Ħ		
2 職員の配偶者 <u>又</u> <u>はパートナーシップ関係の相手方</u> で 当該子の親である者 の有無及び状況	□負債 より □有 □妊娠 相当 合に	養育が困難で 出産休暇中で する休暇期間	*又は身体 *ある。 *ある職員 ずわである に出産する	上若しくは 以外の場合 、又は8週間	精神上の障害に で、当該休暇に 可(多胎妊娠の場 ら、若しくは産後	□無
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容						
	深夜勤務	年	月	日から	□毎日	
4 請求に係る期間	の制限超過勤務	年	月	日まで	□その他()
	の免除・ 制	年	月	日から	Alexand / H.S.	
(3h) 11m 1 2m²	限	□1年	□14	羊に満たない	期間(月)	
子が請求の際! 定日)にレ印を (2) 請求に係る 2について (1) この欄は、 (2) 「深夜におう。 3について この欄は、要介! 4について	」欄は、子を養育 こ出生していない。 記入すること。 子が養子の場合は 子を養育するため いて就棄している 養者を介護するため のに深夜勝筋の制理	場合には、「 に深夜勤務の 」とは、深在 かの請求の場 現を請求する	生年月日」 の効力が 制限を請 でにおける 合のみ記え	欄に出産子 生じた日」欄 火する場合に 水水業日数が すること。 当該請求に	・定日を記入し、(間にその日を記入・ こおいで記入する 1月に3日を超える	口出産予 すること。 こと。 ことをい
EVINE	H SVIII A H SCHING	WE THE CO	in with		(日本産業規	ide a TOL a ME.

別記第二号様式の三(第七条の二、第七条の二の二、第七条の三関係)

第2号様式の2(第7条の2	、第7条の2の2、第	7条の3関係)			
	深夜勤務制限・	超過勤務免除・	超過勤務制限制	水書	
(承認権者)				年	月 日
	臌				
		11	求者 <u>所</u> 職氏		
次のとおり □美	のため	□深夜勤務の制 □超過勤務の免 □超過勤務の制	除を請求し	ょす。	
·	氏 名				
1 請求に係る子又は	統柄等				
要介護者	生年月日	年	月 日	生 (口出産予	定日)
	養子線組の効 力が生じた日	年	月 日		
2 職員の配偶者で 当該子の親である者 の有無及び状況	□負債 より □有 □妊娠 相当 合は	(において就業し 、疾病、老齢ア ・養育が困難であ を出産休暇中であ (する休暇期間中 は16週間)以内によ 間を経過していっ	は身体上若しる。 る職員以外のはである、又は 出産する予定で	場合で、当該休 週間(多胎妊娠	眼に 口無
3 要介護者の状態及 び具体的な介護の 内容					
	深夜勤務	年	月 日かり		
4 請求に係る期間	の制限	年	月日ま	で ロその	り他()
4 BHACCOCOMIN	超過勤務 の免除・制	年	月 日かり	ò	
	限	□1年	□1年に満た	ない期間(月)
子が請求の際 定日)にン印を (2) 請求に係る 2について (1) この欄は、 う。 3について この欄は、要介 4について 子を養育するた	」 欄は、子を養育 に出生していない。 記入すること。 記入すること。 子が養子の場合は 子を養育するため いて就業している 護者を介護するため めに深夜勤務の制限 おいで源を制限	場合には、「生生 に深夜勤務の制 に深夜勤務の制 り」とは、深夜に めの請求の場合の 張を請求する場合	F月日」欄に出 効力が生じたF 限を請求する場 おける就業日 うみ記入するこ 合には、当該請	座予定日を記り 1」欄にその日 1合において記 数が1月に3日を と。	入し、(口出産予 を記入すること。 入すること。 超えることをい
_	_			(日本	産業規格A列4番)

第5号様式(第28条、第28条の2関係) 記 申請事由変更届 第 子号 (承認権者) 年 月 B 様 所属 氏 名 次のとおり、介護休暇又は介護時間に係る申請事由に変更が生じたので届け出ます。 現 行 1 届出の事由 \mathcal{O} □ 介護休暇 □ 介護時間 に係る
□ 放介護者が死亡した。
□ 被介護者が介護を要しない状態になった。 لح お ŋ □ 被介護者との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方 又は二親等内の親族でなくなった。 □ 職員が被介護者と同一の世帯に属さないこととなった。 □ その他 2 届出の事由が発生した日 承認権者確認 月 H 介護 休暇 又は介護時間取消し 月 B (日本産業規格A列4番)

别 記 記 第五 1.第二号 号 様 様 式 式 \mathcal{O} (第 兀 か + 5 第 八 条、 兀 号 第一 様 式 一十八条の ま で 現 二関 行 係 \mathcal{O} ىل ぶ ŋ

第2号様式の3(第7条の2、第7条の2の2、第7条の3関係) 育児又は介護の状況変更届 (承認権者) 年 月 H 請求者 所 属 次のとおり □超過勤務の免除 の制限に係る子の養育又は要介護者の介護の状況に □超過勤務の制限」 ついて変更が生じたので届け出ます。 1 届出の事由 (1) 養育の状況の変更□ 子が死亡した。 □ 職員の子でなくなった。 (□ 離縁 □ 養子縁組の取消し) □ 同居しなくなった。 □ 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方で子の親であるものが深夜におい て常態として当該子を養育できるものに該当することとなった。 □ その他((2) 介護の状況の変更 □ 要介護者が死亡した。 □ 要介護者と職員との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親 <u>等内の親族でなくなった</u>。 □ 職員が要介護者と同一の世帯に属さないこととなった。 2 届出の事実が発生した日 年 月 (1)中「職員の配偶者<u>又はパートナーシップ関係の相手方</u>で子の親であるものが深夜において 常態として当該子を養育できるものに該当することとなった。」は、深夜勤務の制限の承認を受

けている場合において、状況が変更したときのみ口にレ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

別記第六号様式

略

第5号様式(第28条、第28条の2関係)

申	請	事	由	変	更	届				
(承認権者)							年	月	Ħ	
殿										
				所	展					
				氏	名					
次のとおり、介護休暇又に ます。	は介護	時間	に係	る申	請事	由に多	変更が生	じたの	りで届	けと
1 届出の事由 □ 介護休暇 □ 介護 □ 被介護者が死亡した。 □ 被介護者が介護を要し				った。						
L-(
□ 被介護者との <u>親族関係</u>	に変	更が	あっ	た。						
L (
									J	
□ 職員が被介護者と同一	-の世	帯に	属さ	ない	こと	となっ	た。			
									1	
口」その他									J	
CONE)	
-										
CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF										
2 届出の事由が発生した日			年	F		Ħ				
		承認	権者	確認				年	月	19

別 記第五号様式 記 第二 号 様 式 \mathcal{O} (第 兀 か 一十八条、 たら第四 号様式 第二十八条の二関 スまで 略

第2号様式の3(第7条の2、第7条の2の2、第7条の3関係) 育児又は介護の状況変更届 (承認権者) 年 月 H 請求者 氏 名 □深夜勤務の制限 次のとおり □超過勤務の免除 の制限に係る子の養育又は要介護者の介護の状況に 口紹過勤務の制限 ついて変更が生じたので届け出ます。 1 届出の事由 (1) 養育の状況の変更□ 子が死亡した。 □ 職員の子でなくなった。 (口 離縁 □ 養子縁組の取消し) □ 同居しなくなった。 □ 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる ものに該当することとなった。 □ その他((2) 介護の状況の変更 □ 要介護者が死亡した。 □ 要介護者と職員との親族関係が消滅した。 (消滅の理由: □ 職員が要介護者と同一の世帯に属さないこととなった。 2 届出の事実が発生した日 年 月 H (1)中「職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できるもの に該当することとなった。」は、深夜勤務の制限の承認を受けている場合において、状況が変更 したときのみ□にレ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成二十七年東京都規則第四号)

改正案	現行
第一条から第二十五条まで (現行のとおり)	第一条から第二十五条まで(略)
(介護休暇)	(介護休暇)
第二十六条 任命権者は、職員がその配偶者 (届出をしないが事実	第二十六条 任命権者は、職員がその配偶者若しくは二親等内の親
上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは条例第十条	族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生
の二第一項に規定するパートナーシップ関係の相手方若しくは二	活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないこ
親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢に	とが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇
より日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤	(前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同
務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし	じ。)を承認するものとする。
て、介護休暇(前条に規定するものを除く。以下この条及び次条	
において同じ。)を承認するものとする。	
2 (現行のとおり)	2 (略)
第二十七条から第三十三条まで (現行のとおり)	第二十七条から第三十三条まで (略)
別表第一から別表第四まで (現行のとおり)	別表第一から別表第四まで (略)

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規則(平成二十七年東京都教育委員会規則第八号)新旧対照表(抄)

改正案	現行
第一条から第二十五条まで (現行のとおり)	第一条から第二十五条まで (略)
(介護休暇)	(介護休暇)
第二十六条 教育委員会は、職員がその配偶者 (届出をしないが事実	第二十六条 教育委員会は、職員がその配偶者若しくは二親等内の親
上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは条例第十条の	族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活
二第一項に規定するパートナーシップ関係の相手方若しくは二親	を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが
等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により	相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条
日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しな	に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)を承
いことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休	認するものとする。
暇(前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同	
じ。)を承認するものとする。	
2 (現行のとおり)	2 (略)
第二十七条から第三十三条まで (現行のとおり)	第二十七条から第三十三条まで (略)
別表第一から別表第四まで (現行のとおり)	別表第一から別表第四まで(略)

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する規則(平成二十七年東京都教育委員会規則第九号)新旧対照表(抄)

改正案	現行
第一条から第二十五条まで (現行のとおり)	第一条から第二十五条まで(略)
(介護休暇)	(介護休暇)
第二十六条 教育委員会は、職員がその配偶者 (届出をしないが事実	第二十六条 教育委員会は、職員がその配偶者若しくは二親等内の親
上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは条例第十一条	族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活
の二第一項に規定するパートナーシップ関係の相手方若しくは二	を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが
親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢によ	相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条
り日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務し	に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)を承
ないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護	認するものとする。
休暇(前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同	
じ。)を承認するものとする。	
2 (現行のとおり)	2 (略)
第二十七条から第三十三条まで (現行のとおり)	第二十七条から第三十三条まで (略)
別表第一から別表第四まで (現行のとおり)	別表第一から別表第四まで(略)

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則 (昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号) 新旧対照表 (抄)

改正案	現行
第一条から第十八条の二まで (現行のとおり)	第一条から第十八条の二まで(略)
(介護休暇)	(介護休暇)
第十八条の三 教育委員会は、時間講師がその配偶者 (届出をしない	第十八条の三 教育委員会は、時間講師がその配偶者若しくは二親等
が事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)若しくは勤務	内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日
時間条例第十一条の二第一項に規定するパートナーシップ関係の	常生活を営むことに支障があるもの(以下「要介護者」という。)
相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、	の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合
負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの(以下	における休暇として、介護休暇(短期の介護休暇を除く。以下この
「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当	条及び第二十一条において同じ。)を承認するものとする。
であると認められる場合における休暇として、介護休暇(短期の介	
護休暇を除く。以下この条及び第二十一条において同じ。) を承認	
するものとする。	
2から4まで (現行のとおり)	2から4まで (略)
第十九条から第三十四条まで (現行のとおり)	第十九条から第三十四条まで(略)
別表第一から別表第三まで (現行のとおり)	別表第一から別表第三まで(略)

改 正 案	現 行
第一条から第二十四条まで (現行のとおり)	第一条から第二十四条まで (略)
(介護休暇)	(介護休暇)
第二十五条 議長は、職員がその配偶者 (届出をしないが事実上婚姻	第二十五条 議長は、職員がその配偶者若しくは二親等内の親族又は
関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは条例第十条の二第一	同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営む
項に規定するパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親	ことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当で
族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活	あると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条に規定
を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが	するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)を承認する
相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条	ものとする。
に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)を承	
認するものとする。	
2 (現行のとおり)	2 (略)
第二十六条から第三十二条まで (現行のとおり)	第二十六条から第三十二条まで(略)
別表第一から別表第四まで(現行のとおり)	別表第一から別表第四まで(略)

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則(平成十九年東京都教育委員会規則第六十号) 新旧対照表 (抄)

(介護休暇) (介	第二十一条 (現行のとおり) 第二	4から9まで (現行のとおり) 3か	とする。とする。とするのに、第一項に規定する年次有給休暇の日数を加えたもの	前日に使用することができる日数のうち同日の属する年度に付与して業力に任用される場合のその年度の年光才系付罪に、任月日の	→∵折ここ任用ゞ∪∽昜줅⊃ぐ⊃F度⊃F欠肎合木墁よ、任用Ⅱフ師を除く。) 又は臨時的任用の職にあった者が引き続き日勤講師と	規定にかかわらず、東京都の会計年度任用の職(日勤講)	使用した日数を差し引いた日数とする。	た日数を差し引いたもの)から、前付与日から任用日の前日までに	期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかっ	の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の	えた日数(前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇	用しなかった日数並びに前項に規定する年次有給休暇の日数を加	日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使	の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数)に、前付与	日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数(一日未満 ス	当該年次有給休暇の付与日(以下「前付与日」という。)から任用 田	という。) 前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に て		として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、新たに の	の職及び臨時的任用の職を除く。)にあった者が引き続き日勤講師 ノ	前項の規定にかかわらず、東京都のいずれかの職(会計年度任用)2	第二十条 (現行のとおり) 第二	(年次有給休暇の付与) (年	第一条から第十九の五条まで (現行のとおり) 第一	改正案
(介護休暇)	第二十一条 (略)	3から8まで (略)				(新設)									る年次有給休暇の日数に加えたものとする。	用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数を、前項に規定す	ていた年次有給休暇の日数から当該年次有給休暇の付与日から任	下この項において「任用日」という。)前一年の期間内に付与され	のその年度の年次有給休暇は、新たに日勤講師に任用された日(以	く。)にあった者が引き続き日勤講師として新たに任用される場合	前項の規定にかかわらず、東京都のいずれかの職(日勤講師を除	第二十条 (略)	(年次有給休暇の付与)	第一条から第十九の五条まで (略)	現行

第二十二条 教育委員会は、日勤講師がその配偶者 (届出をしないが第二十二条 教育委員会は、日勤講師がその配偶者 (届出をしないが第二十二条 教育委員会は、日勤講師がその配偶者 (届出をしないが第二十二条 教育委員会は、日勤講師がその配偶者 (届出をしないが

2及び3 (現行のとおり)

第二十二条の二から第三十八条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで(現行のとおり)

及び第二十三条において同じ。)を承認するものとする。 大護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に生活を営むことに支障があるもの(以下「要介護者」という。)のの親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常第二十二条。教育委員会は、日勤講師がその配偶者若しくは二親等内

2及び3 (略)

第二十二条の二から第三十八条まで(

別表第一から別表第三まで(略)

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成27年3月30日訓令甲第17号) 新旧対照表(抄)

改正案
現行

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成7年東京都条例第15号。以下「条例」という。)第19条 の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2 2条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の勤務時間、休 暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条から第6条まで (現行のとおり)

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限)

第7条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限については、勤務規程第15条の規定を準用する。この場合において、同条第1項、第3項及び第5項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第2項中「警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第20条の4第1項に規定する要介護者を介護する職員」とあるのは「会計年度任用職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) 若しくは条例第10条の2第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方若しくは二

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成7年東京都条例第15号)第19条の規定に基づき、地方 公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1 号に掲げる会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事 項を定めるものとする。

第2条から第6条まで (略

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限)

第7条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限については、勤務規程第15条の規定を準用する。この場合において、同条第1項、第3項及び第5項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第2項中「警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第20条の4第1項に規定する要介護者を介護する職員」とあるのは「会計年度任用職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生

親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの(各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下「要介護者」という。)を介護する会計年度任用職員」と、同条第3項第3号中「警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第11条第1項」とあるのは「第15条」と読み替えるものとする。

活を営むことに支障があるもの(各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下「要介護者」という。)を介護する会計年度任用職員」と、同条第3項第3号中「警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第11条第1項」とあるのは「第15条」と読み替えるものとする。

第8条から第18条まで (現行のとおり)

(出産支援休暇)

第18条の2 会計年度任用職員の出産支援休暇については、休日休暇規程第16条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「<u>職員</u>」とあるのは、「<u>会計年度任用職員</u>」と読み替えるものとする。

(育児参加休暇)

第18条の3 会計年度任用職員の育児参加休暇については、休日休暇規程第16条の2の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「当該職員」とあるのは「当該会計年度任用職員」と、同条第3項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

第8条から第18条まで (略)

(出産支援休暇)

第18条の2 会計年度任用職員の出産支援休暇については、休日休暇規程第16条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「<u>男性職員</u>」とあるのは、「<u>男性の会計年度任用職員</u>」と読み替えるものとする。

(育児参加休暇)

第18条の3 会計年度任用職員の育児参加休暇については、休日休暇規程第16条の2の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「男性職員」とあるのは「男性の会計年度任用職員」と、「当該職員」とあるのは「当該会計年度任用職員」と、同条第3項

第19条から第23条まで (現行のとおり)

(介護休暇)

第24条 所属長は、会計年度任用職員がその配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは条例第10条の2第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)を承認するものとする。

2 (現行のとおり)

第25条から第31条まで (現行のとおり)

別表第1から別表第4まで (現行のとおり)

中「<u>男性職員</u>」とあるのは「<u>男性の会計年度任用職員</u>」と読み替えるものとする。

第19条から第23条まで (略)

(介護休暇)

第24条 所属長は、会計年度任用職員がその配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)を承認するものとする。

2 (略)

第25条から第31条まで (略)

別表第1から別表第4まで (略)

職員の慶弔休暇の特例に関する規則 (令和二年東京都規則第二百一号)

新旧対照表 (抄)

現

行

改 正 案

第二十三条において準用する場合を含む。)に規定する結婚の日(以 計年度任用職員の勤務時間、 ら令和五年一月六日までの間にある職員又は ら令和五年十二月三十一日」とし、 なった日後六月を経過する日」とあるのは、 該結婚の日又はパートナーシップ関係となる場合に該当することと 結婚した日のうち職員が選択した日をいう。 第三項の規定の適用については、 十四条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。)における同条 日までの間にある職員 下 京都規則第四号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。) 京都規則第五十五号。 ナーシップ関係となる場合に該当することとなった日が令和四年十 プ関係となる場合に該当することとなった日の一 一十二年法律第二百二十四号) 職員の勤務時間 「結婚の日」という。 休日、 以下 (同月一日前に当該結婚の日に係る規則第二)が令和元年七月一日から令和三年一月六 休暇等に関する条例施行規則 「規則」 休暇等に関する規則 に規定する婚姻の届出をした日又は 同項中 という。 結婚の日が令和三年一 「結婚の日 同項に規定するパ 「令和三年一月一日か 第二十四条第三項 又はパートナーシッ 週間前の日から当 (平成二十七年東 (戸籍法 (平成七 月七日か (昭和 年東 **会** るのは、 下 職

とあるのは、

規定の適用については、

同項中

「当該結婚の日又はパ

プ関係となる場合に該当することとなった日後六月を経過する日.

「令和五年十二月三十一日」とする。

月一日から令和五年一月六日までの間にある職員における同項の

当該結婚の日後六月を経過する日」とあるのは、 二十二年法律第二百二十四号)に規定する婚姻の届出をした日又は 第二十三条において準用する場合を含む。)に規定する結婚の日(以 計年度任用職員の勤務時間、 京都規則第五十五号。 適用については、 日から令和五年一月六日までの間にある職員における同項の規定の 日から令和五年十二月三十一日」とし、結婚の日が令和三年一月七 結婚した日のうち職員が選択した日をいう。 第三項の規定の適用については、 十四条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。)における同条 日までの間にある職員 京都規則第四号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。 「結婚の日」という。 員 の勤務時間、 「令和五年十二月三十一日」とする。 同項中 休日、 以下 (同月一日前に当該結婚の日に係る規則第二)が令和元年七月一日から令和三年一月六 「当該結婚の日後六月を経過する日」 休暇等に関する条例施行規則 「規則」 休暇等に関する規則 同項中「結婚の日 という。 第 <u>の</u> (平成二十七年東 一十四条第三項 「令和三年 週間前の日から (戸籍法 (平成七. 月一 韶 年東 和

改 正 案

現

行

第三項 東京都教育委員会規則第二十四号。以下 -東京都教育委員会規則第五号。 学校職員の勤務時 (都立学校等に勤務する時間講師に関する規則 (昭和四十九年 間 休日 休暇等に関する条例施行規則 以下「規則」という。)第二十五条 「時間講師規則」という。 (平成

規則

員の勤務時間、

則」という。)第二十一条第二号及び東京都公立学校会計年度任用職

休暇等に関する規則(平成二十七年東京都教育委員会

(平成十九年東京都教育委員会規則第六十号。以下「日勤講師規

第十八条の二第一項第二号、都立学校等に勤務する日勤講師に関する

二月三十一日」とする。 項中 月六日までの間にある職員における同項の規定の適用については、 後六月を経過する日」とあるのは、「令和三年一月一日から令和五年 法律第二百二十四号) に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日 条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。)における同条第三項 までの間にある職員(同月一日前に当該結婚の日に係る規則第二十五 十三条の規定により準用する場合を含む。)に規定する結婚の日 規則第九号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。)第二 員の勤務時間、 則」という。)第二十一条第二号及び東京都公立学校会計年度任用職 規則(平成十九年東京都教育委員会規則第六十号。以下「日勤講師規 第十八条の二第一項第二号、都立学校等に勤務する日勤講師に関する 東京都教育委員会規則第二十四号。以下 第三項(都立学校等に勤務する時間講師に関する規則(昭和四十九年 十二月三十一日」とし、結婚の日が令和三年一月七日から令和五年一 のうち職員が選択した日をいう。)の一週間前の日から当該結婚の日 の規定の適用については、同項中「結婚の日(戸籍法 下「結婚の日」という。)が令和元年七月一日から令和三年一月六日 -東京都教育委員会規則第五号。 学校職員の勤務時 「当該結婚の日後六月を経過する日」とあるのは、「令和五年十 休暇等に関する規則(平成二十七年東京都教育委員会 間 休日 休暇等に関する条例施行規則 以下「規則」という。)第二十五条 「時間講師規則」という。) (昭和二十二年 . (以

年十二月三十一日」とする 場合に該当することとなった日の一週間前の日から当該結婚の日又 法律第二百二十四号) に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日 なる場合に該当することとなった日が令和四年十一月一日から令和 日までの間にある職員又は同項に規定するパートナーシップ関係と 月三十一日」とし、結婚の日が令和三年一月七日から令和五年一月六 月を経過する日」とあるのは、「令和三年一月一日から令和五年十二 はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日後六 のうち職員が選択した日をいう。)又はパートナーシップ関係となる 該当することとなった日後六月を経過する日」とあるのは、 五年一月六日までの間にある職員における同項の規定の適用につい 同項中「当該結婚の日又はパートナーシップ関係となる場合に 「令和五

の規定の適用については、同項中「結婚の日

(戸籍法 (昭和二十二年

条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。)における同条第三項 までの間にある職員(同月一日前に当該結婚の日に係る規則第二十五 十三条の規定により準用する場合を含む。)に規定する結婚の日 規則第九号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。)第二

· 以

下「結婚の日」という。)が令和元年七月一日から令和三年一月六日

東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則 (令和二年東京都教育委員会規則第四十五号) 新旧対照表

現

行

則

改 正 案

の 日 ある職員については、職員の慶弔休暇の特例に関する規則(令和二年 となった日が令和四年十一月一日から令和五年一月六日までの間に 四条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。)及び結婚の日が令 年度任用職員勤務時間規則第二十三条において準用する規則第二十 五十五号。 務時間、 職員勤務時間規則」という。)第二十三条において準用する職員の勤 則 第三項に規定するパートナーシップ関係となる場合に該当すること 和三年一月七日から令和五年一月六日までの間にある職員又は同条 一月六日までの間にある職員(同月一日前に当該結婚の日に係る会計 (京都規則第二百 (平成二十七年東京都教育委員会規則第八号。 京都 (以下「結婚の日」という。) が令和元年七月一日から令和三年 休日、 |教育委員会会計年度任用職員の勤務時間 以下「規則」という。)第二十四条第三項に規定する結婚 休暇等に関する条例施行規則(平成七年東京都規則第 号) の規定を準用する。 以下「会計年度任用 休 暇等に関する規

> は、職員の慶弔休暇の特例に関する規則 四条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。)及び結婚の日が令 年度任用職員勤務時間規則第二十三条において準用する規則第二十 の日(以下「結婚の日」という。)が令和元年七月一日から令和三年 五十五号。 務時間、休日、 職員勤務時間規則」という。) 和三年一月七日から令和五年一月六日までの間にある職員について 一月六日までの間にある職員(同月一日前に当該結婚の日に係る会計 号) 東京都教育委員会会計年度任用職員 (平成二十七年東京都教育委員会規則第八号。 の規定を準用する。 以下「規則」という。)第二十四条第三項に規定する結婚 休暇等に関する条例施行規則(平成七年東京都規則第 第二十三条において準用する職 の勤務時間、 (令和二年東京都規則第二百 以下「会計年度任用 暇等に関する規 員の勤

38

東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程(令和二年東京都議会議長訓令第十三号)

改

正

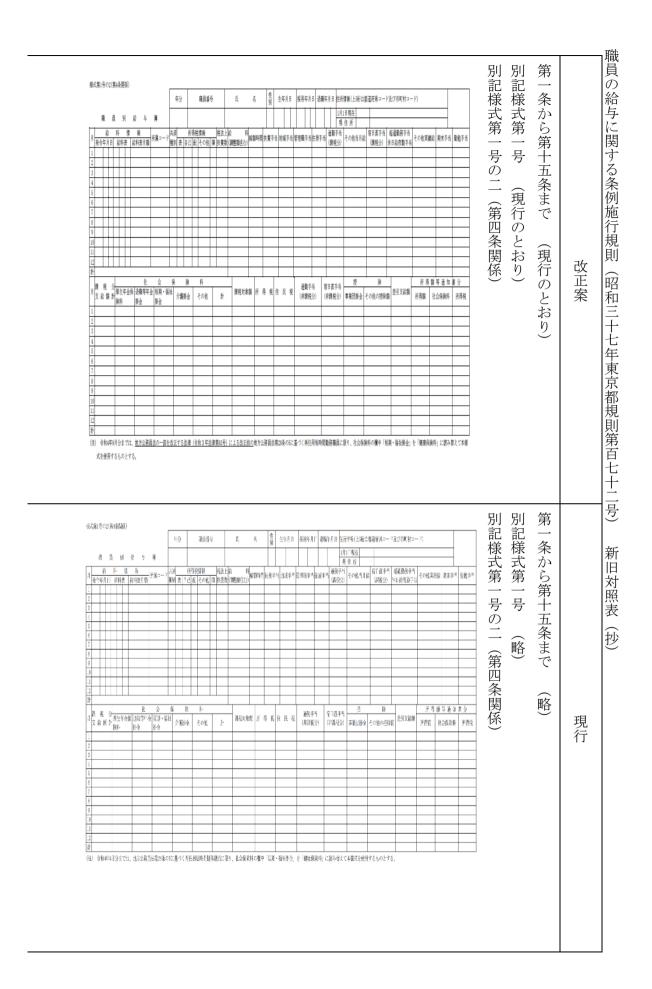
案

現

行

	第二百一号)の規定を準用する。
	ついては、職員の慶弔休暇の特例に関する規則(令和二年東京都規則
の規定	日が令和四年十一月一日から令和五年一月六日までの間にある職員に
員の質	に規定するパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった
年一	年一月七日から令和五年一月六日までの間にある職員又は同条第三項
第二云	第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。)及び結婚の日が令和三
度任E	度任用職員勤務時間規程第二十二条において準用する規則第二十四条
月六日	月六日までの間にある職員(同月一日前に当該結婚の日に係る会計年
日 ()	日(以下「結婚の日」という。)が令和元年七月一日から令和三年一
十五五	十五号。以下「規則」という。)第二十四条第三項に規定する結婚の
時間、	時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成七年東京都規則第五
員勤	員勤務時間規程」という。)第二十二条において準用する職員の勤務
程金	程(平成二十七年東京都議会議長訓令第五号。以下「会計年度任用職
東	東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規

号。 項第 以 下 慶弔休暇の特例に関する規則(令和二年東京都規則第二百一号) (平成二十七年東京都議会議長訓令第五号。 月七日から令和五年一月六日までの間にある職員については、職 .用職員勤務時間規程第二十二条において準用する規則第二十四条 |務時間規程||という。) 第二十二条において準用する職員の勤務 定を準用する。 日までの間にある職員(同月一日前に当該結婚の日に係る会計年 京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、 休日、 以下「規則」という。)第二十四条第三項に規定する結婚の 「結婚の日」という。) | 号の休暇を取得した職員を除く。) 及び結婚の日が令和三 休暇等に関する条例施行規則 が令和元年七月一日から令和三年一 (平成七年東京都規則第五 以下 休暇等に関する規 「会計年度任用職



(表)

(表)

別記様式第二号(第六条関係)

様式 (表)	B21	サ(明))																	
										扶 養	親族等	に 関	+	8 1	Ä						
任何	. Her	21.60	100	1. 18 号	1			Τ,	·		ii.	验料	#1/)	級		ラガナ			_	No.
					11/2-75	rsti is	. T. H			関係3条の名	規定に基づき			_	け出ます。	Æ	- 4				
П			1000	W. P. L. P.					(t	宅の分	英 情				友質の額				品出事	<u>.</u>	長動寒山 -
		住		所		本人	FЩ		ė.	æ	関の場合の (の借主	モーその	他	(本,	人-世帝員		居住期間		発生年月	B -	発生年月日・
1	D				_	の性	宅	†I	岩等	本人・世界	費 その他		_	12	主の場合	_		_	展出年	90	居出年月日
œ	_															Ħ	1.13	からまで	1 : :		1 : :
100	2							T								В	:	ЬB			
Ŧ	3)				\dashv		_	\vdash	_	-		+	\dashv	_		-		まで から		_	
ä																Ħ		t C	1.0		1.1
質 (1															Ħ	1.13	からまで			
	3				-			+				+	-			_		_			
									_	l. ,		1.				Ħ		ž T			1.1
	5	上帝 :	美美の 有 無	世帝員(親族)氏	扶養	統	柄	生年	98	間 居の別	麻果 等	(4) (4)		. !	動もの住 ES等級的	100	東帯変更等の届 出年月日・事由	ı	居出事 発生年月	8 -	展動 事由・ 発生年月日・
	\vdash	_	失・他	64.647		*	į.			[2] · SI			_	Ħ	有・無	1		1	展出年	H H	展出年月日
2	H		失・他			N/A				m · 91		+		PI	有・無	t		3	Φ.		
œ	H	_	X - 10.			- Charles	-	Ľ.	_	141 - 761		+		PI	H - M	+		ľ	0		- 1 1
20 10		世	失・他						•	国 - 別					有・無			ķ	1.1		1.1
・世代		世	失・他							[2] · [3]				Ħ	有・無	T		×	© : :		::
美华	٠	世	失-他							[II] · SI]				PI	有・無	t		干出	①		
, a d	1	# F	失・他				_	١.		[2] · SI		+		PI	有・無	+		M	s :		
M GE	ŀ		X - 16					Ľ.	_			-		P		+		ĸ	(S)		- : :
	L	世	失・他						•	間・別					有・無						::
П	ŀ	我	失・他							m · 30				H	有・無	ı		l	® : :		1 : :
_	_			=		_			1	5 美 于	当及び	住器	手	5 (り 額	-		_		_	
		所 課長	M.		理用目	保証		課長	æ	定年月日	支給の 始 期	_	-		_	ı	決定年月日	-	支給の終 期・事由		備 考
1		代理	SK.30	. 4-)	_	18.34		代理	_		70 MI	_	+	_		+		+	M - WE	\vdash	
住居	+	_	+	+ :	÷	\vdash	+	-	_				+	_		$^{+}$		+		\vdash	
手当	+	-	+	-	÷	\vdash	+	-	-		<u> </u>		+	-		$^{+}$		+		\vdash	
и	+		+	-	-	\vdash	+	-			-	-	+			+		+		\vdash	
(# C	+			-	-	\vdash	+	-					+			╀		+		-	
H٩	-		+	+		\vdash	+	-	_		_	扶養親:		224	数に達す	+		+		H	
L	1	_	1-	_		-	4	_		_	-	の区	9	(16)	年度初め	4	-	4	-	_	
2 (+		1	٠.		_	4						4			1		4	-		
	+		1	-		_	+	_				_	4	(4 - 1)	4		4	-	_	
F	+		1	+-	•	_	4	_					4	(4 - 1)	4		4	-	\vdash	
*	1		1	-	•	_	4	_				_	4	(4 - 1)	1		4	•	_	
BH 0	+		1	-	•	╙	4	_					4	(4 - 1)	4		4	•	_	
# (+		1	+		\perp	4						4	(· 4 · 1)	1		4	•		
¢	D				•								\perp	(. 4 - 1)	1				L	
			1	1		-									*4)	•				(日本	産業規格4列4番

記入上の注意

第一 共通事項

- 1 太線の枠内のみに記入すること。
- 2 届け出る該当手当関係欄のみに記入すること。
- 3 それぞれの該当欄にレ印若しくは○を記入するか、又は該当の条項を○で囲むこと。
- 4 手当を受けている職員について、その要件に係る事実に異動があ り、引き続き当該手当の届出をする場合には、新たに届出を行うの ではなく、当該欄の次の行等下部の余白欄に追加すること。
- 5 添付する証明書は、原則として、官公署の発行するものとするが、 任命権者が実情に応じて指定する証明書によることもできること。 6 特殊な事情については、事務担当者に問い合わせるか、又は「備考」欄等に説明を加えること。

第二 住居手当関係

- 1 「住所」欄には、町名、街区符号(○丁目○番等)のほか、住居番号等(○棟○号室、○○荘、○○方等)もできるだけ詳しく記入すること。
- 2 住宅の実情欄中「公舎・社宅等」とは、都が職員及び<u>その世帯の</u> <u>構成員</u>を居住させるために設置した施設(有料、無料を問わない。) 並びに都以外の雇用主(国、民間等を問わず、全ての動務先をいう。) が被雇用者及びその<u>世帯の構成員等</u>を居住させるために設置した 施設をいう。
- 3 「届出事由・発生年月日・届出年月日」欄には、住居手当を受ける事実の生じた理由(例えば、新規届出、住居の異動、世帯主の変更、収入の変動等)、事実発生の年月日及び届出の年月日を記入すること。
- 4 「異動事由・発生年月日・届出年月日」欄には、住居手当を受

- ける事実のなくなった理由(例えば、公舎入居、他からの住居手 当の受給、世帯主の変更、収入の変動等)、事実発生の年月日及 び届出の年月日を記入すること。
- 5 「世帯の構成」欄には、同居、別居にかかわらず、生計を一に する者は全で記入すること。
- 6 「職業等」欄には、勤務先名等を記入すること(本人は記入不要)。
- 7 「収入」欄には、勤労所得のほか、資産所得、事業所得その他の収入もあれば、その総額を配入すること。
- 8 「世帯変更等の届出年月日・事由」欄には、住居手当及び扶養 手当の「届出事由・発生年月日・届出年月日」及び「異動事由・ 発生年月日・届出年月日」欄(住居手当及び扶養手当の支給の始 期及び終期)にな事項以外の「世帯の構成」欄の変更事項につ いて知みすること。

第三 扶養手当関係

- 1 「世帯の構成」欄には、前記の住居手当関係の5によるほか、 この届に係る生計を一にしない扶養親族も記入すること。 なお、上記の者のうち、扶養親族に該当するものは「扶養の有
- 無」欄中の「扶」を、該当しないものは「他」を〇で囲むこと。 2 「職業等」、「収入」及び「世帯変更等の届出年月日・事由」 欄については、前記の住居手当関係の6から8までを参照のこと。
- 3 「届出事由・発生年月日・届出年月日」欄には、扶養手当を受ける事実の生じた理由(例えば、婚姻、出生、満60歳以上等)、事実発生の年月日及び届出の年月日を記入すること。
- 4 「異動事由・発生年月日・届出年月日」欄には、扶養手当を受ける事実のなくなった理由(例えば、満22歳以後最初の3月31日に達した、離婚、死亡、放職等)、事実発生の年月日及び居出の年月日を記入すること。

(裏)

記入上の注意

第一 共通事項

- 1 太線の枠内のみに記入すること。
- 2 届け出る該当手当関係欄のみに記入すること。
- 3 それぞれの該当欄にレ印若しくは○を配入するか、又は該当の条項を○で囲むこと。
- 4 手当を受けている職員について、その要件に係る事実に異動があり、引き続き当該手当の届出をする場合には、新たに届出を行うのではなく、当該欄の次の行等下部の余白欄に追加すること。
- 5 添付する証明書は、原則として、官公署の発行するものとするが、 任命権者が実情に応じて指定する証明書によることもできること。
- 6 特殊な事情については、事務担当者に問い合わせるか、又は「備 考」横等に説明を加えること。

第二 住居手当関係

- 1 「住所」欄には、町名、街区符号(○丁目○番等)のほか、住居番号等(○棟○号室、○○荘、○○方等)もできるだけ詳しく記入する。
- 2 住宅の実情欄中「公舎・社宅等」とは、都が職員及び職員とその 家族を居住させるために設置した施設(有料、無料を問わない。) 及び都以外の雇用主(国、民間等を問わず、全ての勤務先をいう。) が被雇用者及びその家族を居住させるために設置した施設をいう。
- 3 「届出事由・発生年月日・届出年月日」欄には、住居手当を受ける事実の生じた理由(例えば、新規届出、住居の異動、世帯主の変更、収入の変動等)、事実発生の年月日及び届出の年月日を記入すること。
- 4 「異動事由・発生年月日・届出年月日」欄には、住居手当を受

ける事実のなくなつた理由(例えば、公舎入居、他からの住居手 当の受給、世帯主の変更、収入の変動等)、事実発生の年月日及 び届出の年月日を記入すること。

- の場合の構成」欄には、同居、別居にかかわらず、生計を一に する者は全て配入すること。
- 6 「職業等」欄には、勤務先名等を記入すること(本人は記入不要)。
- 7 「収入」欄には、勤労所得のほか、資産所得、事業所得その他の収入もあれば、その総額を記入すること。
- 8 「世帯変更等の届出年月日・事由」欄には、住居手当及び扶養 手当の「届出事由・発生年月日・居出年月日」及び「異動事由・ 発生年月日・届出年月日」欄(住居手当及び扶養手当の支給の始 頻及び終期)に係る事項以外の「世帯の構成」欄の変更事項について記入すること。

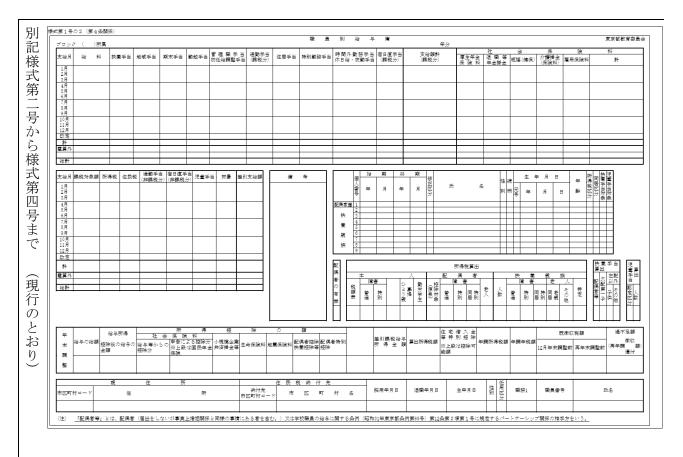
第三 扶養手当関係

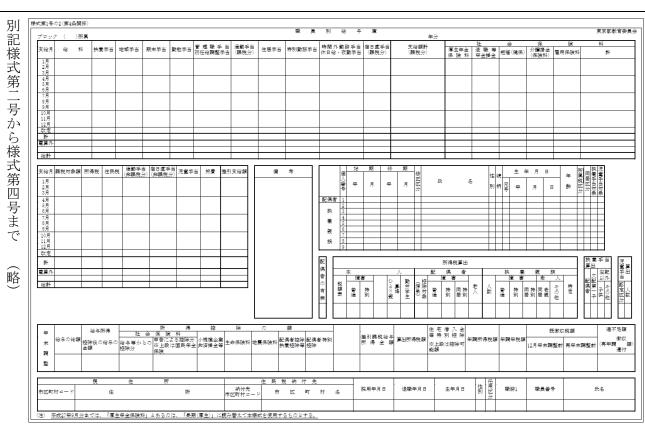
- 1 「世帯の構成」欄には、前記の住居手当関係の5によるほか、 この届に係る生計を一にしない扶養親族も記入すること。
- なお、上記の者のうち、扶養親族に該当するものは「扶養の有 無」欄中の「扶」を、該当しないものは「他」を○で囲むこと。 2 「職業等」、「収入」及び「世帯変更等の届出年月日・事由」 欄については、前記の住居手当関係の6から8までを参照のこと。
- 3 「届出事由・発生年月日・届出年月日」欄には、扶養手当を受ける事実の生じた理由(例えば、婚姻、出生、満60歳以上等)、事実発生の年月日及び届出の年月日を記入すること。
- 4 「異動事由・発生年月日・届出年月日」欄には、扶養手当を受ける事実のなくなつた理由(例えば、満22歳以後最初の3月31日に達した、離婚、死亡、就職等)、事実発生の年月日及び届出の年月日を記入すること。

(裏)

学校職員の給与に関する条例施行規則(昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号)新旧対照表(抄)

改正案	現行
第一条から第十五条まで (現行のとおり)	第一条から第十五条まで(略)
別記様式第一号 (現行のとおり)	別記様式第一号(略)
別記様式第一号の二	別記様式第一号の二





第四条 (現行のとおり) 第四条 (略)	(加算額等)	第三条 (現行のとおり) 第三条 (略)	ないと認められる前各号に類する事情	配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が職員と同居でき 五 配偶者が職	理するため、引き続き当該住宅に居住すること。	若しくはパートナーシップ関係の相手方の所有に係る住宅を管 引き続き当該	配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が職員又は配偶者 四 配偶者が職	ること。	配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が引き続き就業す 三 配偶者が引	育施設に在学している同居の子を養育すること。	和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校その他の教 に規定する学	二 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が学校教育法(昭 二 配偶者が学	居の親族を介護すること。	は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母又は同	いう。)が、疾病等により介護を必要とする状態にある職員又	ップ関係の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」と しくは配偶者	配偶者又は条例第十条第二項第一号に規定するパートナーシー 配偶者が、	第二条 (現行のとおり) 第二条 (略)	(やむを得ない事情) (やむを得ない事情)	第一条 (現行のとおり) 第一条 (略)	改正案	職員の単身赳任手当に関する規則(平成二年東京都規則第二十九号)兼旧対照表(抄)
				配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事		引き続き当該住宅に居住すること。	配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、		配偶者が引き続き就業すること。		に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養	二 配偶者が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条				くは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。	疾病等により介護を必要とする状態にある職員若		情)		現行	

百キロメートル以上である職員(次号又は第三号に該当する職離に準じて算定した距離(以下「交通距離」という。)が片道手力の住居までの経路について、前条第一号に規定する通勤距法による職員の住居から配偶者又はパートナーシップ関係の相最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方

等にある職員
方の住居のいずれか一方のみが別表第一の上欄に掲げる島しょ二 職員の住居又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手

員を除く。

- 第二の上欄に掲げる関係にあるもの住居がともに島しょにある職員であって、これらの住居が別表三 職員の住居及び配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の
- 2 (現行のとおり)

一及び二 (現行のとおり)

係の区分に応じ、当該下欄に定める額住居と配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居との関ニ 前項第三号に該当する職員 別表第二の上欄に掲げる職員の

(均衡職員の範囲等)

第五条 (現行のとおり)

当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居からり、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方とい、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情によー 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴

号又は第三号に該当する職員を除く。) 通距離」という。)が片道百キロメートル以上である職員(次条第一号に規定する通勤距離に準じて算定した距離(以下「交条による職員の住居から配偶者の住居までの経路について、前 最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方

の上欄に掲げる島しょ等にある職員職員の住居又は配偶者の住居のいずれか一方のみが別表第

って、これらの住居が別表第二の上欄に掲げる関係にあるもの職員の住居及び配偶者の住居がともに島しょにある職員であ

2 (略)

一及び二(略)

頁 住居と配偶者の住居との関係の区分に応じ、当該下欄に定める一 前項第三号に該当する職員 別表第二の上欄に掲げる職員の

(均衡職員の範囲等)

第五条 (略)

に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難である事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署り、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情によ次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴

単身で生活することを常況とする職員規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、

イ及びロ (現行のとおり)

することを常況とする職員 準に照らして困難であると認められるもの 転の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基 該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移 ナーシップ関係の相手方のいずれもない職員に限る。)で、当 の間にある子と別居することとなった職員 同居していた十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで 下単に「やむを得ない事情に準ずる事情」という。)により、 移転し、 せざるを得ないと認められる者を含む。)のうち、 の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を 第二条に規定するやむを得ない事情に準ずる事情 (当該異動又は公署 (配偶者及びパート 単身で生活 议

員 と認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職

イ及びロ(略

公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居をを常況とする職員と記められるもののうち、単身で生活することを常況とすると認められる職員以外の職員で当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に対してとなった職員であって、当該異動又とを常況とする職員

一 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を一 公署を異にする異動又は在勤する公署に超動することが第 異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務に限る。)で、当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第 三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの (当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが 第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められる者を含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員 (以 教転し、第二条に規定するやむを得ない事情に準ずる事情(以 の うち、単身で生活することを常況とする職員

四 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を

兀

公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を

前に同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方移転した後、特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直

うち、 認められるもの(当該別居の直後に在勤する公署における職務 通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると 員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者又はパートナーシッ 当該異動又は公署の移転の日から起算して三年以内に生じた職 **手方等」という。)と別居することとなった職員(当該別居が** での間にある子。 員にあっては、 手方等と同居することができないと認められる者を含む。 の遂行上住居を移転して配偶者又はパートナーシップ関係の相 プ関係の相手方等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に 、配偶者及びパ 単身で生活することを常況とする職員 十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日ま ートナーシップ関係の相手方のいずれもない職 以下「配偶者又はパ ートナーシップ関係の

五. 員で、 居を移転せざるを得ないと認められる者を含む。 又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住 定する基準に照らして困難であると認められるもの むを得ない事情に準ずる事情) 五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子の トナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあっては、 移転し、 公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規 パートナーシップ関係の相手方等と別居することとなった職 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、 当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は 第二条に規定するやむを得ない事情 により、 同居していた配偶者又 (配偶者及び))のうち、 (当該異動 住居を

> 者等と同居することができないと認められる者を含む。 直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶 当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定 じた職員に限る。)で、 別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して三年以内に生 歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子。 前に同居していた配偶者 移転した後、 する基準に照らして困難であると認められるもの 「配偶者等」という。)と別居することとなった職員 単身で生活することを常況とする職員 特別の事情により、 当該別居の直後の配偶者等の住居から (配偶者のない職員にあっては、 当該異動又は公署の移転の (当該別居の (当該 のう

五. 後の最初の三月三十一日までの間にある子のみと同居して生活 得ないと認められる者を含む。 に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照ら 員にあっては、やむを得ない事情に準ずる事情) することを常況とする職員 直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の していた配偶者等と別居することとなった職員で、 移転し、第二条に規定するやむを得ない事情 して困難であると認められるもの 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、 のうち、 (当該異動又は公署の移転 十五歳に達する日以 (配偶者のない職 により、 当該異動 同居 直

みと同居して生活することを常況とする職員

る日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のみと同居し とができないと認められる者を含む。)のうち、 該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転 条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの 住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第三 該別居の直後の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等の 移転の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。)で、当 と別居することとなった職員(当該別居が当該異動又は公署の 前に同居していた配偶者又はパ 移転した後、 て生活することを常況とする職員 して配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等と同居するこ 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、 特別の事情により、 パートナーシップ関係の相手方等 当該異動又は公署の移転の直 十五歳に達す (当

七及び八 (現行のとおり)

(支給の調整

(届出)

シップ関係の相手方等との別居の状況等を速やかに所属長に届けする書類を添付して、単身赴任届により、配偶者又はパートナーを具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明第七条 新たに条例第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件

七及び八 (略)

(支給の調整)

の間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。 体、国その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、そ第六条 職員の配偶者が単身赴任手当又は東京都、他の地方公共団

(届出)

況等を速やかに所属長に届け出なければならない。単身赴任手当する書類を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明第七条 新たに条例第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件

更があった場合についても、同様とする。居者、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等の住居等に変出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同

2 (現行のとおり)

第八条から第十一条まで (現行のとおり)

(事後の確認)

第十二条 (現行のとおり)

第十三条 (現行のとおり)

別表第一 (現行のとおり)

別表第二 (第四条関係)

った場合についても、同様とする。を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があ

2 (略)

第八条から第十一条まで (略)

(事後の確認)

第十二条 (略)

類の提出を求めることができる。は、職員に対し、配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書2.所属長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるとき

第十三条 (略)

別表第一(略)

別表第二(第四条関係)

	ال ال	の経路が東京港経由となる	住居までの船舶による交通	一 職員の住居から配偶者の	の関係の区分の関係の住居と配偶者の住居と
○○円を限度とする。)	区分に応じ、	一の上欄に掲げる島しょ等の	のそれぞれについての別表第	職員の住居及び配偶者の住居	加
世とする。)	当該下欄に定め	掲げる島し	についての	及び配偶者	算
0	に定め	よ等の	別表第	の住居	額

<u> 刊</u> 麦第三 (見	小笠	田 青ケ		(E) 八丈g	(二) 三宅	(一) 三宅	にあること。	手方の住屋	パートナー	二職員の住
(見亍のとはり)	小笠原父島及び母島	青ケ島及び御蔵島	八丈島及び御蔵島	八丈島及び青ケ島	三宅島及び青ケ島	三宅島及び御蔵島	J°	手方の住居とが次の組合せ	パートナーシップ関係の相	職員の住居と配偶者又は
								7	个HI	14
)	\ \ \ \				
<u>.</u>					F	9				
別長第三	(六)	田	(<u>国</u>)	(<u>E</u>)	(_)	(-)		کِ	居とが	二職員
(各)	小笠原父島及び母島	青ケ島及び御蔵島	八丈島及び御蔵島	八丈島及び青ケ島	三宅島及び青ケ島	三宅島及び御蔵島			居とが次の組合せにあるこ	職員の住居と配偶者の住
					J	(,))				
						5				

学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年東京都教育委員会規則第六号)新旧対照表(抄)

ロメートル以上である職員(次号又は第三号に該当する職員を除に準じて算定した距離(以下「交通距離」という。)が片道百キ手方の住居までの経路について、前条第一号に規定する通勤距離法による職員の住居から配偶者又はパートナーシップ関係の相 最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方 一	第四条 (現行のとおり) 押四条	(加算額等)	第三条 (現行のとおり) 第三条	ないと認められる前各号に類する事情 田偶者又はパートナーシップ関係の相手方が職員と同居でき 五	理するため、引き続き当該住宅に居住すること。若しくはパートナーシップ関係の相手方の所有に係る住宅を管	四 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が職員又は配偶者 四	ること。	三 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が引き続き就業す 三	設に在学している同居の子を養育すること。	二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校その他の教育施 二二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校その他の教育施 ニニー ニー コープカヴ格教育法(昭和 ニーニー	- 『己男子では、――――――――――――――――――――――――――――――――――――	配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母又は同居	いう。)が、疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は	シップ関係の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」と「香作者のに多格質十二多第二項第一長に規定するノートプー	己禺全丈夫列第一「配第二頁第一卦二見三十つ?」、「二一一一一」	第二条 (現行のとおり) 常二条	(やむを得ない事情) (や	一条 (現行のとおり) 第一条	改正案
第三号に該当する職員を除く。)離」という。)が片道百キロメートル以上である職員(次号又は第一号に規定する通勤距離に準じて算定した距離(以下「交通距法による職員の住居から配偶者の住居までの経路について、前条 最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方	条 (略)	(加算額等)	条 (略)	情配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事	き続き当該住宅に居住すること。	配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引		配偶者が引き続き就業すること。	すること。	規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育工作者が学校教育院(昭和二十二年院育二十万長)第一条に	己禺香汤学交为首坛(召印二十二三大学)等一条二			くは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 曹儁者が 躬罪等により記を必要とするお鬼にある職員者し	司馬がらに持等により上襲とふ気でいたの代話とうの戦争が立った。	条 (略)	(やむを得ない事情)	条 (略)	現行

- 等にある職員 方の住居のいずれか一方のみが別表第一の上欄に掲げる島しょ 職員の住居又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手
- 二の上欄に掲げる関係にあるもの 住居がともに島しょにある職員であって、これらの住居が別表第 職員の住居及び配偶者又はパートナー シップ関係の相手方の
- 2 (現行のとおり)

及び二 (現行のとおり)

係の区分に応じ、当該下欄に定める額 住居と配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居との関 前項第三号に該当する職員 別表第二の上欄に掲げる職員の

(均衡職員の範囲等)

第五条 (現行のとおり)

ることを常況とする職員 準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活す 生の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基 こととなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発 住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居 していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居する 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、

イ及びロ (現行のとおり)

員以外の職員で当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校 が第三条に規定する基準に照らして困難であると認められる職 当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校に通勤すること なった職員であって、当該異動又は学校の移転の直前の住居から 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することと 転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、住居を移

> の上欄に掲げる島しょ等にある職員 職員の住居又は配偶者の住居のい ず れか一 方のみが別表第

あって、これらの住居が別表第二の上欄に掲げる関係にあるもの 職員の住居及び配偶者の住居がともに島しょにある職員で

2

一及び二 略

三 住居と配偶者の住居との関係の区分に応じ、当該下欄に定める額 前項第三号に該当する職員 別表第二の上欄に掲げる職員の

(均衡職員の範囲等

第五条 略

るもののうち、 ことが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められ 直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する学校に通勤する していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の 住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、 単身で生活することを常況とする職員

イ及びロ 略

転の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移転せざ 難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は学校の移 する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困 の移転の直前の住居から当該異動又は学校の移転の直後に在勤 配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動又は学校 転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、住居を移

もののうち、単身で生活することを常況とする職員における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められる

二 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情に準ずる事情(以下単転し、第二条に規定するやむを得ない事情に進ずる事情(以下単なる子と別居することとなった職員(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員に限る。)で、当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校に活ける職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められる者を含む。)のうち、単身で生活することを常況いと認められる者を含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員

兀 とができないと認められる者を含む。)のうち、 して配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等と同居するこ 該別居の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移転 の住居から当該別居の直後に在勤する学校に通勤することが第 当該別居の直後の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等 校の移転の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。)で、 う。) と別居することとなった職員(当該別居が当該異動又は学 る子。以下「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」とい 及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあっ 同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方(配偶者 転した後、特別の事情により、当該異動又は学校の移転の直前に ことを常況とする職員 三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの (当 ては、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、住居を移 単身で生活する

五 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、住居を移

とする職員とする職員とするもののうち、単身で生活することを常況

学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、住居を移ちなるを得ないと認められる者を含む。)のうち、単身で生活をおいた十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にていた十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にていた十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にていた十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間になる基準に照らして困難であると認められるもの(当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移むざるを得ないと認められる者を含む。)のうち、単身で生活を移むる子と別居することを常況とする単位に、第二条に規定する子校の移転に伴い、住居を移ちなるとを常況とする戦員

四 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、住居を移工とを常況とする職員の重行により、当該異動又は学校の移転の直行により、当該異動又は学校の移転の目から起算して三年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居が当該とにて困難であると認められるもの(当該別居の直とができないと認められる者を含む。) うち、単身で生活する学校における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居する。 とができないと認められる者を含む。) うち、単身で生活する学校における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居する。 とができないと認められる者を含む。) うち、単身で生活する学校の移転に伴い、住居を移口、学校を異にする職員

五 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、住居を移

生活することを常況とする職員 生活することを常況とする職員 により、同居していた配偶者又はパートリーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあっては、やむをおい事情に準ずる事情)により、同居していた配偶者又はパーは、の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基本の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基本の直後に在勤する学校に通勤することとが完全に規定する基本の直後に在勤する学校に通勤することを常知とは、やむを出り、第二条に規定するやむを得ない事情(配偶者及びパート生活することを常況とする職員

へ 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、住居を移転した後、特別の事情により、当該異動又は学校の移転の直前に 国話していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等と別居がら起算して三年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等の住居から直後の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等と別別居の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移転して配偶者 又はパートナーシップ関係の相手方等と同居することができないと認められる者を含む。)のうち、十五歳に達する日以後の最いと認められるもの(当該別居の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移転して配偶者 又はパートナーシップ関係の相手方等と同居して生活することを常況とする職員

七及び八 (現行のとおり)

(支給の調整)

は支給しない。手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当任手当又は東京都、他の地方公共団体、国その他のこれに相当する第六条 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手力が単身赴

況とする職員 用三十一日までの間にある子のみと同居して生活することを常められる者を含む。)のうち、十五歳に達する日以後の最初の三な学校に超財することが第三条に規定する基準に照らして困難る学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難る学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難る学校に通勤することが第三条に規定する事情)により、同居していあっては、やむを得ない事情に準ずる事情)により、同居してい転し、第二条に規定するやむを得ない事情(配偶者のない職員に

居して生活することを常況とする職員 学校を異にすることを常況とする職員 (当該別居の直領に無助又は学校の移転の目が出るとのが第三条に規定する基準の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤に照らして困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤するごとができないと認められる者を含む。) で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居が同居して生活することを常況とする職員 (当該別居が同居して生活することを常況とする職員 (当該別居が高さいた) ができないと認められる者を含む。) のうち、十五歳に対る学校に対ける職務の遂行上住居を移転してとができないと認められる者を含む。) のうち、十五歳に対した後、特別の事情により、当該異動又は学校の移転に伴い、住居を移動した後、特別の事情により、当該異動又は学校の移転に伴い、住居を移

七及び八 (略)

(支給の調整)

間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。体、国その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その第六条 職員の配偶者が単身赴任手当又は東京都、他の地方公共団

(届出)

第七条 あった場合についても、 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等の住居等に変更が ければならない。 る書類を添付して、単身赴任届により、配偶者又はパートナーシッ を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明す プ関係の相手方等との別居の状況等を速やかに所属長に届け出な 新たに条例第十四条の二第一項又は第三項の職員たる要件 単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、 同様とする。

2 (現行のとおり)

第八条から第十一条まで (現行のとおり)

(事後の確認)

第十二条 (現行のとおり)

の状況等を証明するに足る書類を求めることができる。 職員に対し、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等との別居 所属長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、

第十三条 (現行のとおり)

別表第一 (現行のとおり)

別表第二 (第四条関係)

		東京港経由となること。	船舶による交通の経路が	係の相手方の住居までの	又はパートナーシップ関	職員の住居から配偶者	区分	相手方の住居との関係の	パートナーシップ関係の	職員の住居と配偶者又は
を限度とする。)	を合算した額(七〇、〇〇〇円	分に応じ、当該下欄に定める額	一の上欄に掲げる島しょ等の区	居のそれぞれについての別表第	トナーシップ関係の相手方の住	職員の住居及び配偶者又はパー		力等客		

(届出)

第七条 についても、 を速やかに所属長に届け出なければならない。単身赴任手当を受け る書類を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等 を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明す ている職員の住居、同居者、 新たに条例第十四条の二第一項又は第三項の職員たる要件 同様とする。 配偶者等の住居等に変更があった場合

2 (略

第八条から第十一条まで 略

(事後の確認)

第十二条 (略)

2 職員に対し、配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類を求 所属長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、

第十三条 (略)

めることができる。

別表第一 (略)

別表第二 (第四条関係)

となること。	交通の経路が東京港経由の住居までの船舶による一 職員の住居から配偶者	住居との関係の区分職員の住居と配偶者の
度とする。) 度とする。) ○○○円を限応じ、当該下欄に定める額を合	にその	加 算 額

	別表第三(略)		第三 (現行のとおり)	別表第二
			内 小笠原父島及び母島	
	田 青ケ島及び御蔵島		田 青ケ島及び御蔵島	
	四 八丈島及び御蔵島		四 八丈島及び御蔵島	
	三 八丈島及び青ケ島		三 八丈島及び青ケ島	
<i>)</i> ((() () () () () () () () () () () () (二 三宅島及び青ケ島	<i>)</i> (((((((((((((((((((□ 三宅島及び青ケ島	
(,))) 	一 三宅島及び御蔵島	い、)) 円	─ 三宅島及び御蔵島	
			組合せにあること。	
	ること。		の相手方の住居とが次の	
	住居とが次の組合せにあ		はパートナーシップ関係	
	二 職員の住居と配偶者の		二 職員の住居と配偶者又	_

住居手当に関する規則(昭和四十六年東京都規則第三十三号) 新旧社	新旧対照表(抄)
改正案	現行
第一条 (現行のとおり)	第一条 (略)
(支給範囲)	(支給範囲)
第二条 (現行のとおり)	第二条 (略)
2 (現行のとおり)	2 (略)
施設 一都が職員及びその世帯の構成員を居住させるために設置した	一 都が職員及びその家族を居住させるために設置した施設
二 国、他の地方公共団体、公社、公団、民間企業等その名称を	二 国、地方公共団体、公社、公団、民間企業等その名称を問わ
問わず雇用主が被雇用者及びその世帯の構成員等を居住させる	ず雇用主が被雇用者及びその家族を居住させるために設置した
ために設置した施設	施設
第三条から第六条まで (現行のとおり)	第三条から第六条まで(略)

学校 職 蒷 \mathcal{O} 住 居手 当に 関する規 뗈 昭 和 匹 + 六 年 東 京 都教育委員会規則 第十 Ŧī. 号) 新 旧 対 照 表 抄

別記様式(第3条関係) 别 2 第三条から第七条まで 第 第 (支給範囲) 往 居出年月日 記 二条 様式 わ 施 条 所属学校 職員委号 (現行の 主な届出事由 12 ず 設 国 都 □新規層出 □賃貨幣契約内容の変更 □世帯主の変更 □収入の変動 □世帯の構成状況の変動 □その他() に設置した施設 雇用 豪 級 裕料表 級 氏名 が職員及びその (第三条関係 (現行のとお 他 現 住用 完主が被 とおり \mathcal{O} 行 学校職員の住居手当に関する規則第3条の規定に基づき、住居の実情を届け出ます。 地 0 上記事実の発生年月日 年 月 証明書 通源付 口これに筆ずる者 方 口世帯主 層出人 لح 티를 위통 ⁰위 聚 章 等 公共 世蒂景氏名 生 年 月 日 ぉ 雇 ŋ 本人 同 - 別 有 · 無 ŋ 用者及びそ # 同・別 団 世 # 图 - 別 有 . 体 現 帯 图 - 別 有 ・ 無 行 改 0 有 ・ 無 同 - 別 このとおり 公 構 同 - 別 # 社、 0 正 # 成 **者** · 国 - 別 | 作家・情間の場合の | 金舎・社 住 宅 の 情 主 | その他 | 本人・世 | | | | | | | | | | | | | | 受員を居 費用負担休況(家賃の額) ※本人・世帯員が僭主の場合 世 25 E 佳 関 年 月 日 帯の 案 団 毎 月 日から から 日 支給 まで 月 日文 構 住させるために設置 民間 上記のとおり確認する。 年 月 日 成員等を居住させるた 所属長 職 氏名 企業等その それぞれの該当欄にレ着しくは○を入れるか又は該当の会項を○で囲むこと 名称 を問 L た (日本産業規格A列4番) 別記様式(第3条関係) 別 2 第 第 (支給範囲) **国出年月日** 記 二条 様式 一条から第七条まで 設雇 条 所属長殿 所属学校 職員会長 (略) 用 国 都 口新規層出 口住居の具動 口信貨階級約内容の変更 口管第五の変更 口収入の変動 口を帯の構成状況の変動 口その他()) 治科表 氏名 主 が (第三条関係 略 地 職 略 が 住 所 方公 被 員 学校職員の任居手当に関する規則第3条の規定に基づき、任居の実情を届け出ます。 上記事実の発生年月日 年 月 通浄付) 雇用者及びその 及びその家族を居住させるために 届出人 口世帯主 口これに筆する者 共 同居 別居 他からの住居手当 受 給 状 況 本人と の鏡柄 世帯員氏名 生年月日 聚 東 等 寸 体 有 · 無 周 - 別 同 - 別 有 ・ 無 公 略 同・別 有・無 社、 同 - 別 # 現 有・無 家族を居住させるために設置した施 同・別 公 히 - 別 有 · 無 団 本人・世 奈良の 住宅 を等 本人・世 奈良 その他 費用負担状況(家賃 居 住 期間 ※本人・世帯員が僧主の場合 年 月 日 行 月額]住宅使用料のみ]光熱水費を含む(]賄費を含む (民間 用) 企業等その 上記のとおり確認する。 年 月 日 所属長 嶽 氏名 設置 L 名称を問 た施 設 わ ず (日本産業規格4列4番)

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成九年東京都教育委員会規則第十二号)新旧対照表

10	まで	ら 9	7											6	まで	ら 5	1 か	番号	手当	別表第一	第一条	
り の () と 現 お 行		9 のとお	か(現行									<u></u> 9	のとお	(現行	り)	のとお	がし、現行			一(第二条関係)	第一条から第四条まで	
(1) 工業に関する都立 科を設置する都立 ラフィックアーツ ・クラフト科、グ			(現行のとおり)	き。	業務に従事したと	て、研究又は実習の	ス線装置を操作し	という。)が、エック	(以下「教育職員」	に規定する教育職員	与条例第二条第二項	等学校に勤務する給	を設置する都立の高	工業に関する学科			(現行のとおり)	77	支給範囲	(济)	(現行のとおり)	改正案
り の と 現 お 行	$\overline{}$	のとお	(現行									<u>9</u>	のとお	(現行	n)	のとお	(現行	1	手当額			
り の と 現 お 行	$\overline{}$	のとお	(現行									<u>9</u>	のとお	(現行	<i>b</i>)	のとお	(現行	1	簡要			
10	まで	ら 9	7 か											6	まで	ら 5	1 か	番号	手当	別表第一(第一条から第四条まで	
(略)			(略)											(略)			(略)	Ź	種類	(第二条関係	第四条まで	
(1) 都立の工業高等学校の総合技術科(教育長が別に定める) が別に定める 工業 化学			(略)			従事したとき。	究又は実習の業務に	装置を操作して、研	う。) が、エックス線	下「教育職員」とい	定する教育職員(以	例第二条第二項に規	校に勤務する給与条	都立の工業高等学			(略)	77/1	支給範囲)	(略)	現行
(略)			(略)											(略)			(略)	1 1	手当額			
(A 略)			(略)											(略)			(略)	1	簡要			

鉛(グラフィック)等又はホスゲン、	る第一種有機溶剤	項第三号に規定す	六号)第一条第一	年労働省令第三十	規則(昭和四十七	有機溶剤中毒予防	特定化学物質等、	は第二号に掲げる	第三第一号若しく	げる物、同令別表	条第一項各号に掲	百十八号)第十六	四十七年政令第三	生法施行令(昭和	薬品、労働安全衛	三までに規定する	表第一から別表第	律第三百三号)別	(昭和二十五年法	物及び劇物取締法	る実習助手が、毒	科で実習を補助す	長が別に定める学	技術科その他教育	環境化学科、科学	科、総合技術科、	技術科、理工環境
アーツ科で使用す鉛(グラフィック	等又はホスゲン、	る第一種有機溶剤	項第三号に規定す		年労働省令第三十	規則(昭和四十七	有機溶剤中毒予防	特定化学物質等、		第三第一号若しく		条第一項各号に掲	百十八号)第十六	四十七年政令第三			 三までに規定する	表第一から別表第		(昭和二十五年法	物及び劇物取締法	る実習助手が、毒		ラフィックアーツ	グアーツ科又はグ	学科、カラーリン	

別																	
別表第二	まで	ら 17	11 カ														
(現行のとおり)	9)	のとお	(現行														
とおり)			(現行のとおり)	(2) (現行のとおり)	き。	業務に従事したと	常時、実習の補助	害なガスの中で、	よって発生する有	を使用することに	に接し、又は薬品	物質若しくは薬品	らに準ずる有害な	ロイドその他これ	しくは有害アルカ	るものに限る。)若	アーツ科で使用す
	9)	のとお	(現行														
	9)	のとお	(現行														
尼山																	
別表第二	まで	ら 17	11 カ														
(略)			(略)														
			(略)	(2) (略)		き。	業務に従事したと	常時、実習の補助	害なガスの中で、	よって発生する有	を使用することに	に接し、又は薬品	物質若しくは薬品	らに準ずる有害な	ロイドその他これ	しくは有害アルカ	るものに限る。) 若
			(略)														
			(略)														